

経済・通貨同盟へのフランスの政策的対応

— P.ベレゴヴォワの経済・金融政策をめぐって —

尾 上 修 悟

1. はじめに

フランスのミッテラン (Mitterrand) 社会党政権は、その成立当初より、欧州建設をいかに推進するか、という課題を抱えていた。ここでフランスは、伝統的精神を成す国民主義的志向と、欧州統合を支える超国民主義的志向をどのようにバランスさせるかが問われた。そしてその第2次政権が開始されると、今度は、フランスが経済・通貨同盟の設立を主導し、そこにおける自身の役割をいかに高めるか、という点が大きな課題として浮上する。フランスはそこで、当同盟の基本原則である自由と競争を推進しながら、国家による市場のコントロールの維持を図ると同時に、これまで培われてきた社会保障も充実させねばならなかった。

欧州建設のプロセスは、そもそも、様々なアンビヴァレンスを抱えていた⁽¹⁾。それらは、国民主義と連邦主義、自由主義と管理主義、並びに競争主義と平等主義、などに代表されるような二律背反的な姿となって現れた。これらのアンビヴァレンスが、欧州全体の経済・金融システムを規定したことは言うまでもない。欧州統合の旗頭の一翼を担ってきたフランスにとり、それらの相克をどう乗り越えるかが、まさしく重要な課題となったのである。そして、当時、この課題に真っ向から挑戦したフランスの政治家が、P.ベレゴヴォワ (Bérégovoy) に他ならなかった。

ベレゴヴォワは、ミッテラン政権の発足当初から、政治的な要職を歴任した。とくに、第2次政権において、かれは首相までも経験した。そうした中で、J.ド

ロール（Delors）の提起した経済・通貨同盟の構想を忠実に支持する立場から、それを確立するためのフランス自身の体制づくりに専念する。一体、かれは、経済、金融、並びに社会に関していかなる政策を打ち出したのか。また、それらの政策によって、フランスの経済と社会は、いかなる影響を受けたのか。本稿の目的は、それらの問題を検討しながら、欧州建設における経済・通貨同盟の内包する諸問題、さらには欧州統合そのものに潜む諸問題、を考へることにある。その際に筆者は、ベレゴヴォワの議会やその他で述べた発言を詳細に辿ることにした。かれの本心とフランス政府の意向をそこから引き出したかったからである。幸なことに、ベレゴヴォワの発言を集めたドキュメントが出版されている⁽²⁾。本稿で取り上げたかれの発言は、すべてこのドキュメントに基づく。ただし、それらの出所としては、実際に行われた講演やインタビューの場が記されている。

2. フランスの自由化政策の方針

2.1. 自由化・市場化の目的

ベレゴヴォワの経済政策を支配した1つの重要な視点は、自由化と市場化を促進することによって、フランスの競争力を高めることにあった。その際の競争力とは、フランス企業全体、ひいてはフランス経済全体にとってのものを指す。この競争に関するテーマは、1989年の経済・通貨同盟の開始と同時に、国家主導の下で検討された。この点について、まず、ベレゴヴォワの競争に対する考へを見てみよう。かれは、フランス語圏のエコノミストの国際協会で次のように表明する。「競争：私は、この言葉こそが、個人的に望んできた転換を表すものであると信じる。…すべての企業、またすべての民間の利害の目標は、その市場シェアを増すために、その利益を競争に限定して考へることにある。国家自身や通貨当局が問題とされる、公的な行政当局の、慎重かつ専門的に果す責任は、必要なときに競争の圧力を一振しようとすることに求められる。……原則は、生産や金融のサービス取引に対し、その密度や広がりにおいて実物と言われる財・サービスの取引と、少なくとも同程度の競争を適用することであろう。このような状況は明らかであるにも拘らず、それは最近まで全く考へられてこなかった。我々は、

遅れを埋めることを終えていない。すべての生産物に関して、また、すべての仲介者の間に、さらに、すべての国々の間に、競争が持ち込まれること、そこに我々の目標がある。」⁽³⁾

以上の発言から明らかなように、ベレゴヴォワは、経済政策の転換を引き起こす要因として、競争を最重視する。すべての民間機関の目標も、競争力の向上に置かれた。そこでは保護主義よりも自由競争の優位性が強く支持された。このような、競争を促進するための政策は、金融面のみならず、財・サービスの実物面にわたるすべての部門で遂行される。それは、第1に、反競争的な行為を一層厳しく抑制すること、第2に、ある一定部門に対する競争構造を改善すること、などにはっきりと現れた⁽⁴⁾。

ところで、ベレゴヴォワの強調する自由化政策=自由主義は、フランスの伝統的な統制主義 (dirigisme)、あるいは国家主義 (étatisme) と真っ向から抵触する。実は、この伝統的な考えは、社会主義を標榜する社会党政権の下でも、党员の間に根強く残されていた。否、むしろ社会党政権こそが、統制主義を具現するべきものとして登場した、と確信された。だからこそかれは、まずは、伝統的な考えを促進しようとする政権内の社会主義者を批判することから始める必要があった。この点について、ベレゴヴォワは次のように述べる。

「フランスは、統制主義と国家干渉主義の長い伝統を持っている。企業は、そのことに対して不平を述べる。かれらは、しばしばそこに、競争を妨げる強い保護を見出す。社会主義、私はこの考えを自由な仕方につくろうとしている。しかし、それは、このような伝統とうまく適合しない。国家は、市場の機能を組織し認可するような一般的規制を命じる必要がある。しかし、国家は、規制や干渉を増やすことを避けなければならない。それらの規制や干渉は、確かに法制的な要請に応じる。ところが、それらはまた、一般的利害を永続的に犠牲にして終息するような、特別な状況を生み出す。」⁽⁵⁾

かれは、行き過ぎた国家による規制と干渉が、企業の行動を制約し、そのダイナミズムを奪う、と主張する。ここで説かれる社会主義は、そのような企業の自由な行動を妨げるものないものとして、新たな視点から提示される。それは、あくまでも民主主義に基づくもので、そのことが、企業の生産性と創造性を刺激

する。ベレゴヴォワはこのように考えた。かれにとって、金融の近代化とダイナミズム、並びに民主主義こそが、企業にとって成功の切り札になる、とみなされた。

2.2. 自由化と国家の役割

さらにベレゴヴォワは、一歩踏み込んで国家の役割にも言及する。かれは、中小企業に関するシンポジウムで次のように語る。

「よい保護管理のないところに、永続的な繁栄も、また社会的進歩のための方法の幅もない。私の仕事はそこから始まる。その仕事は止まることがない。それはまた、将来を準備するために動く。政府の指令は単純である。それは、無関心でもないし統制主義でもない。……国家は、市場を秩序づける責任を持つ。それを有効にすることに対して、国家に代替するものでそのことを行うことはできない。……一般的な諸政策は、特別な行動を優先し、また、補助金に対する負担を低下させる。最初の行動は、すべての企業環境を改善すると共に、かれらの決定の自由度を増す。したがってそれは、消費者需要に応じるためにイニシアティブをとる能力を大きくする。二番目の行動は、行政的干渉主義の手段となる。それは、何かしらの企業に恩恵を与え、同時に、大企業により独占される傾向がある。そこで、あるものと合意された補助金は、他のすべてのものに対する課税に転換される。この選択を正当化するすべての理由の中で、私は以下の2つの理由を強調する。第1に単純さ。一般的な諸政策は単純であり、特別な諸政策は複雑である。……かれらの数は非常に多く、また非常に多様である。国家の行動が詳細に入り込めば入り込むほど、中小企業は、それらの行動から排除されるリスクを負う。第2に競争。補助金は、競争の歪みを生み出す。それは、あるものには有利であっても、非常に多くの大多数のものには有害となる。しかし、競争は制約を受けない。それは恩恵である。最良の企業は、市場の面で勝利し、消費者は購買力を勝ち取る。」⁽⁶⁾

以上から判断すれば、ベレゴヴォワの国家に対するスタンスは、ミッテランのそれとほとんど変わらない。すなわち、それは、非干渉主義でもないし、統制主義でもない、という姿勢を表す。この点は、1998年にミッテランが表明した、「国有化でもなければ民営化でもない」という考えに反映されている。要するに、ベ

レゴヴォワは、国家権力にとって避けられない困難な道を回避したかった。かれの願いは、国家の補助金に対する姿勢に典型的に表されている。ベレゴヴォワにとって、自由主義と統制主義は、完全に切り離されているものではなかった。この点を、1986年2月の『金融改革に関する白書』の序言から確認しておこう。そこでかれは次のように唱える。「過去において、自由主義の議論は、統制主義的な実践と共に歩んできた。……フランスにおいて国家は、つねにより重要な役割を演じた。」⁽⁷⁾

ところで、以上に見たようなベレゴヴォワの姿勢に対し、左派と右派の双方から様々な批判が現れた。とくに、かれの盟友であるはずの社会主義者の間で、厳しい非難の声が沸き上がる。社会主義者は、ベレゴヴォワを「自由主義者」とみなして糾弾した。フランスで「自由主義」という言葉は、右翼の概念であり、それは、マルクス主義の標榜する「国家主義」と対立するものであった。社会主義者の眼には、自由主義は、市場の恩恵を信じ、経済に対する国家の干渉を拒否するものにすぎない、と映った。ところが、このような社会主義の批判に対し、ベレゴヴォワは反批判を試みる⁽⁸⁾。その際にかれは、むしろ社会主義こそが、フランスの伝統的な統制主義に即応していないことを指摘する。本来の統制=干渉主義は、市場機能を円滑にさせることに重みを置く。したがって国家は、市場に対する干渉をできるだけ避けねばならない。ベレゴヴォワは、このように主張した。

B.メナール (Ménard) は、そうしたベレゴヴォワの基本的な捉え方に対し、それが、一元的思考 (*pensée unique*) ではない、すなわち、自由主義か統制主義かの二者択一的な考え方ではない、という点で評価する⁽⁹⁾。その点でベレゴヴォワは、伝統的な自由主義あるいはまたケインズ主義、のいずれにも偏って影響を受けているのではない。最も留意すべきことは、かれが、自由主義を制度と切り離していない、という点であろう。ベレゴヴォワは、自由競争を促したいがゆえに、例外的な制度を排除する。この価値観は、進歩主義的なそれを表している。それは、通常の保守主義的な価値観と真っ向から対立する。この点で、かれの唱える自由主義は、左翼サイドの考えに一脈通じる。だからかれは、自由主義の反保守的次元のトップに位置づけられた。事実、競争を促すための規制をめぐる、ベレゴヴォワは、企業主義的保守主義と衝突した。最大の資本家達は、競争的市場に断固と

して反対し、むしろ独占を狙っていたからであった。かれは、強いフランと同じく、市場と競争を固く信じた。この点に関する限り、ベレゴヴォワは、明らかに自由主義者であった。しかし同時にかれは、特定の利害に対抗するための公的活動、並びに国家による干渉をも信じた。その点でかれは、国家主義者でもあった。かれは、社会的部門における国家の関与を良しとする。それゆえかれは、自由主義の旗を一方向的に振りかざすものに反対した。

このようにして見ると、ベレゴヴォワの言う自由主義は、極めて現実主義的なものであった。また、かれ自身にとり、それは、断固として社会主義に根ざすものとみなされた。確かに、かれの主張する自由主義は、一面的で単純なものでは決してない。ベレゴヴォワは、言ってみれば、自由主義と統制主義を融合させることを試みた。それは、具体的には、自由競争を保証するための統制となって現れる。ただし、その点は理解できるとしても、かれの考えが、社会主義の精神と直接に結びつくものであったかどうか、という点については、なお検討の余地が残されている。そもそも、自由競争の促進が、ベレゴヴォワの思考の核となっている以上、そのことが果して、社会主義的な考え、例えば、利益の平等な分配、などの考えとどのように結びつくかが問われるに違いない。この問題は、再度、章を変えて論じることにしたい。

3. 金融の近代化・自由化の推進

前章で明らかにされたベレゴヴォワの自由主義に基づく競争促進政策は、金融の領域に最もはっきりと現れた。かれは、金融システムを経済システムの核に据えて経済政策を遂行する。以下で、その点を、かれ自身の貨幣認識と金融システムの改革ビジョンの側面から検討することにした。

3.1. 貨幣に対する基本的認識

ベレゴヴォワのフランス金融システムに対する願いは、貨幣コストを下げ、強いフランを守り、社会と貨幣の関係をクリアーにすることであった。このことは、かれの貨幣に対する特別なビジョンに通じる。とくにかれは、貨幣のダイナ

ミックな側面に注目する。貨幣それ自体は悪くない。それは、動きえるものでなければならぬし、また、自由に循環されねばならない。かれはこのように認識する。ベレゴヴォワは、1986年2月の『経済の金融改革に関する白書』の序で次のように述べる。

「貨幣は、現代経済に対する基本的な選択と裁定の自由を、貸し手と借り手の双方にもたらすために動くことができなければならない。……この経済における金融の近代化は、政府により導かれる経済復興政策の必要な仕上げであった。金融システムに導入された競争は、既得権とインフレの構造的要因を減少させながら、反インフレを加速すると共に、投資を回復するための健全な金融を保証することに貢献した。……フランス経済はそれ以来、利子率の現実に従った。投資家は、自らの行動をそれに適応しなければならないであろう。……国家自身も、そうした政策を遂行する上で例を示す必要がある。1984年9月から、課税の軽減と利子率の低下が、より強くて反インフレ的な経済成長のテコになる、と私は確信している。」⁽¹⁰⁾

一方、このようなベレゴヴォワの貨幣ビジョンに対し、依然として懐疑的な考えが強く残されていた。それは、かれが、経済・財務相に赴任した当初から存在した。そこにはかれに対する敵対心さえ見られた。しかもそれは、かれの同志であるはずの左翼サイドではっきりと現れた。というのも、1984年以降に、社会主義者が進めようとした真の変革の中で、「自由」「競争」「マネー・フロー」というような概念は、依然として右翼側で用いられるもの、とみなされたからである。そのような左翼からの批判に対し、ベレゴヴォワは次のように応じた。かれとのインタビューを行ったJ.N.ジャンネイ (Jeanney) は、「ベレゴヴォワは、左翼の資本主義、あるいは右翼の資本主義、というものはなく、ただ共通の基盤があるだけ、と理解した。その基盤とは市場システムであり、それに対して左翼の政策を適応することができる」⁽¹¹⁾と記している。つまり、ベレゴヴォワの金融改革の第1のねらいは、あくまでも市場システムに依存しながら自由と競争を促進することで貨幣コストを下げることに置かれた。しかし、このようなかれの考えは、とりわけ当時の社会党の中で、満場一致の賛同を得るには依然としてほど遠いものであった。

3.2. 金融システムの改革

ベレゴヴォワの推進した経済政策において、金融システムの近代化は、その中核を成した。それは、かれが経済・財務相に就任したときから始まる。そして、1988-92年の大臣としての第2段階においても金融の近代化のための政策は続く。その具体的な姿は、「国民的貯蓄プラン（les plans d'épargne populaires）」や「活動への貯蓄プラン（les plans d'épargne au actions）」の創設となって現れた。1986年3月の『金融改革白書』の中で、かれは、金融改革を進めるための原則を次のように示す。

「経済の金融は、課税にすぎるか、あるいは貯蓄にすぎるか。それはまた、納税者により支払われる補助金を好むのか、あるいは貯蓄者により供給される金融市場を好むのか。……これらの問題は新しいものではない。それらは20年以来、経済の議論を同じように支配してきた。しかし、今まで満足のいく答を見出せないでいる。……フランスの金融システムはカルテル化した。……その結果、そうしたシステムは、独占的状況、ネットワークの特権、並びに違反の訴訟手続きが増加することを見てきた。このシステムは、国家主義の長い伝統の産物であった。フランスで国家は、つねにより重要な役割を演じた。……産業、住宅、輸出などに対して援助した金融は、こうして増加し、また、国家の信用供与は補助的な役割を成すと同時に、すべての取引の鍵となった。……金融と経済の近代化を支配する考えは、このような遺産に抗するものとなる。」⁽¹²⁾

3.2.1. 銀行システムの改革

以上のような基本原則に立って、ベレゴヴォワは、様々な金融改革に着手する。それらの中で、最初に改革されたのは、銀行システムにおけるものであった。かれは、第1段階（1984-86年）の経済政策の主たるねらいを、銀行部門の時代遅れと硬直さを解消することに据えた。それは、金融システムの中核は銀行部門にある、とみなされたことによる。

従来、フランスにおける銀行システムの管理は、経済・財務相、国民信用審議会、並びにフランス銀行によって保証されてきた。しかし、その結果は、システムにおける透明性と競争力の欠如となって現れた。これに対し、ベレゴヴォワの

前任大臣であったドロールは、銀行法を新たに制定し、フランスの銀行システムを再構成する。それは、フランス金融システムの近代化の出発点となった。そこでの改革の主たるポイントは4つある⁽¹³⁾。第1に、すべての金融仲介者に対する共通の法制的枠組の設立、第2に、銀行専門職の規制的な再規定、第3に、機構、とりわけ国民信用審議会の改革、そして第4に、預金者と借入者の保護の改善。このようなドロール改革の原則によりながら、ベレゴヴォワは、1984年にすでに銀行システムの改革の必要性を次のように語った。

「各人が1970年以来、金融仲介コストがすでに著しく増大していることを知っている。それらのリスクの高まりは、フランスに固有でない現象をある面で説いている。しかし、皆さんは同時に、一般的な経費の急増が、これらのコストにはっきりと基づくものであることもわかっている。この10年間に、それらの費用は、用いられる資本の1ポイント以上増えている。それは大きいものであり、かつまた大きすぎる。銀行システムの費用の増大は、事実、個人と企業の金融負担を重くする。……こうして、負担の移転はインフレを導くように働く。……もしも我々がインフレに打ち勝ちたいのであれば、我々は、例外なしにすべての部門に関与しなければならない。銀行システムの効率性の改善は、この点で本質的なものとなる。……全体として、これらの活動は、一般的な費用の変化をインフレのそれ以下にさせる。」⁽¹⁴⁾

このようにベレゴヴォワは、銀行システムの活性化が、そこでのコスト削減に求められる点をはっきりと示している。一方、フランスにおける通貨総量の管理が、金融自由化に伴って、従来の貸出し規制のシステムから銀行の支払い準備に基づくシステムに転換した。ベレゴヴォワは、そのような転換が信用機関に及ぼす効果についても、次のように言及する。

「1985年1月1日から貸出し規制は廃止され、それは、信用の変化に応じて増大する支払い準備に基づくシステムに置き換えられるであろう。この改革の目的は、より大きな自由と責任を信用機関に与えることにある。新しいシステムは、3つの優位性を表す：1. より大きな管理の自由が、信用機関に対し、かれらの政策を毎月の経済指標によって制約されることなしに決定させる。……2. 銀行のより大きな責任がある。なぜなら、かれらが商業的活動をかなり増やす可能性は、

かれらの安定的資金を動員するキャパシティに基づくだろうから。……3. 銀行と通貨当局の間の四半期毎の協議がある。それは、信用の変化が、金融政策全体の目的と一致しているかを確証するためである。]⁽¹⁵⁾このように、ベレゴヴォワは、金融市場と信用機関（銀行）に全幅の信頼を寄せることで通貨総量の管理が可能である、と認識する。

さらに、フランスの銀行システムにおいて、もう1つの大きな課題が当時横たわっていた。それは、銀行の国有化をめぐる問題であった。この銀行国有化に関する議論は、主として次の2つの問題を提起した⁽¹⁶⁾。それらは、第1に、これらの国有化が、銀行部門の国営化（étatisation）の論理においてなされたのか、あるいは、フランスの大銀行の再資本化という、よりイデオロギー的ではない目的でなされたのかという問題、第2に、この部門における国家の役割を増大させるような動きは、金融システムの自由化の動きと矛盾しないのかという問題、である。これらの2つの問題に対し、ベレゴヴォワはいかに答えたか。それは、銀行の非国有化というテーマに関する反対派の選挙運動の中で、非常に政治的な色彩を帯びるものとなった。かれは、1985年の国有化に関する講演で次のように述べる。「銀行の国有化は、我々に対して役に立つのか。我々の経済にとって、銀行をリスクなしに非国有化（民営化）できるのか。私は、この議論で、これらの2つの問いを問題にしたい。……第1の反対派は、非国有化=民営化が、国家規模の経済の自由化手段になる、と主張する。……我々の側からすれば、国家により課せられる規制と管理という尺度で経済の効率性を測ることは決してなかった。我々は、企業間の競争と競争意識のおかげだと信じている。だからこそ我々は、……ある大きな金融集団（グループ）をあらゆる限りで自由化したかった。……第2の反対派は、民間企業は自由の同義語であり、国有（公的）企業はその逆である、と主張する。……統制主義経済においては、企業は、公的なものであれ民間のものであれ、その活動の自由度はほとんどない。……経済の自由化は、それが深まることによって利益が得られる、という考えを示す。我々の銀行システムの変化は、このことを表している。……1937年から1945年までの、また1981年からの国有化の考えは同じままである。信用と保険の国有化は、経済を民主化することを目的とした。……1982年における銀行の国有化の拡大は、我々の金融システムの自由

化の動きに組み込まれる。そのような動きは、伝統的な統制主義に背を向けたものであった。……1981年の国有化は同様に、革新の有力な要因となった。それは、企業との関係の質的変化を導いた。……銀行、とくに国有銀行は、産業に対するかれらの信用供給残高を強化し分散した。かれらは今日、より長期でかつまたより単純な手段にしたがって貸し付ける。そしてかれらは、自己資本のレベルでより頻繁に介入する。……2番目の、非国有化（民営化）は、リスクなしに行えるかという問い。……我々の経済の重要な部分の売却はまた、金融市場にはっきりと基づくであろう。証券取引を現実に願う民営化された企業は、かれらの証券の取得者をもはや見出せないであろう。そして、このことがもし必要であれば、国際競争に立ち向かうために、産業の近代化と妥協するであろう。誰が、このリスクを無分別に受け入れるであろうか。……もう1つのリスク、それは、我々の銀行組織の陳腐化が、我々の金融の自立を失わせるであろう、というものである。』⁽¹⁷⁾

以上のベレゴヴォワの発言内容から判断すれば、銀行システムの改革に対し、かれは一見、相矛盾する姿勢を示していることがわかる。すなわち、かれは、銀行管理の自立性を奨励する一方で、社会党の経済政策の責任者として、企業の投資に対する銀行の援助拡大を主張する。そこでは、金融システムの自由化・近代化とその統制という、言わば二律背反的な政策が志向される。しかし後に述べるように、ベレゴヴォワにとって、自由と統制は、相入れないもの、とはみなされなかった。

3.2.2. 金融市場の改革

他方でベレゴヴォワは、銀行システムと同時に、金融市場の改革にも着手する。まず1984年12月の講演で、かれは次のように述べる。

「フランスでは、諸市場は長い間行政的に管理された市場であった。それは、当局の嚴重な監視の下に置かれていた。この状況は変わりつつある。それは、とくに金融市場で真実である。……革新と対外的開放は、発展の諸要因であった。すなわち、流通市場の創設を伴う革新がある。その成功は、それが、拡大する中小企業にとって現実の需要に応じたものであることを示している。……もう1つの変化は、今日、諸国の金融と経済の生活に対する偏った閉鎖性を直すことを不可

避としている。……金融市場と短期資本市場との間のより大きな相互の結びつきを有利とするときが、ようやく来ているように私には思える。この考えの下に、私は本年の初めから、信用機関によるフラン建てかつ外貨建ての預金証書の発行を認可することを決定した。』⁽¹⁸⁾

このように、ベレゴヴォワにとって、金融市場の改革は、フランスの市場金融を促進するための必要不可欠な要件になる、と捉えられる。この改革は結局、企業に対して自己資本と投資の増大を迫る、とかれは信じた。この点は、とくに中小企業に対して強調される。かれは、1990年2月の中小企業の自己資本に関するシンポジウムで、その点について次のように語る。

「投資の努力は、そのための金融を、補完的な借入れの中にはなく、企業の自己資本の中に見出さなければならない。実質利子率の上昇という文脈の中で、過度に信用に頼ることは、我々の企業を脆弱にすると共にインフレのリスクをもたらす。だから企業は、かれらの競争力を改善し続ける必要がある。そのことは、かれらに必要な貯蓄を使えるようにさせる。自己金融の改善に合わせて、フランスの企業は自己資本の増大を伴う。……中小企業はそれ以来、より大きな規模の競争相手よりも資本化されていない。』⁽¹⁹⁾

中小企業による自己資本の改善は、実はかれが、経済・財務相であった1984-86年の間にすでに懸念されていた問題であった。こうした中で、1989-90年に、フランス企業の生産手段の近代化を促進するという文脈の下に、かれらの株式発行の増大が強調された。このように、信用機関からの借入れよりも自己資本を強化することで投資の金融を行うことは、言うまでもなく市場金融の一層の発展を意味した。

3.2.3. 農業金融問題

ベレゴヴォワはさらに、伝統的に国家から特別に有利な条件を与えられて融資されてきた農業部門への金融にメスを入れる。確かに、フランスにとって農業は、つねに国家から利益を享受してきた部門として位置づけられる。それは、選挙や社会的感情の爆発、というようなリスクに象徴される負担のためであった。この点は、欧州統合の様々な段階、及び共通農業協定における諸改革においてもはっ

きりと現れている。このような農業保護政策は当然に、ベレゴヴォワの自由化政策と抵触する。かれの改革においては、あくまでも市場参加者の公平な競争が前提とされたからであった。それゆえかれは、農業部門に対する政策の伝統的傾向に反対した。農業金融を専門としてきたクレディ・アグリコル (Crédit Agricole) の扱いに対し、かれは、他の銀行と同じにする、という原則を固めた。このことはまた、農業部門を重視する社会党内の有力政治家、例えば M.ロカール (Rocard) との力の対決や、農業ロビー活動に対するある種の敵対心を煽ることになる。

以上のようなベレゴヴォワの姿勢は、1985年10月のクレディ・アグリコルの国民的連合集会での講演で明らかにされた。かれは次のように論じる。

「農業は、この近代化の動きから逸脱したままでいられるのか。このデリケートな問いに対し、私はここではっきりと答えるであろう。農業金融の必要と状況の特殊性は、疑いなく特恵的な金融を長い間正当化し続けるであろう。しかし、もしも市場条件の変化が、納税者に訴えることなしにより低いコストで金融に置き換えることを可能にするならば、行政上の手段を生かし続ける適切な理由は何もない。農業集団に対する特恵的貸付手段を1986年に廃止することを宣告するように政府を導いたのも、この正しい考えを考慮したからである。……我々は、次のような事実を確認することに満足している。すなわち、クレディ・アグリコルの資金コストの低下が、今日、特恵なしの貸付を満足させるということ。……すべての機関に対する手段の非特権化 (banalisation) と取扱いの平等化。……我々の金融システムの近代化は、我々に国際競争を招いているフランス経済の近代化の基本的条件である。……」⁽²⁰⁾これから7年遅れてかれが首相になったとき、そのような方向がはっきりと指図された。

このベレゴヴォワの基本的姿勢に対し、クレディ・アグリコルの中心的人物であるロカールは、農業向けの特恵的利子での貸付の廃止に不安と不満を表明する。それに対するベレゴヴォワの反応は、農業従事者に対する何らかの援助手段を維持する、というものであった。しかし、クレディ・アグリコルによる地方自治体への特恵的利子は廃止されることになる。

以上のような、農業部門に対する金融政策の転換は、ベレゴヴォワの金融市場改革の基本的目標に合致した。かれの目標は、貨幣の統一市場をつくり出すこと

であった。そうした市場は、すべての参入者に利用可能になると共に、また、すべての参入者の需要を満たさなければならない。したがって、そこでは、信用機関の間で真の競争を設定することが至上命令となる。このような改革は、1984年に開始され、1993年までに段階を踏んで完成される。それは、フランス金融システムの構造を深く変えることになった。

3.2.4. 金融システムの健全化

ここまでの議論から明らかのように、ベレゴヴォワは、自由競争を強調する姿勢を保つことにつねに努めてきた。しかし他方でかれは、何をしても構わない、という意味での「自由」には歯止めをかけることも忘れなかった。それは言うまでもなく、国家による規制と結びつく。この点はとくに、金融取引上の不正行為、具体的にはマネー・ローンダリングの防止となって現れた。1990年7月の法で、マネー・ローンダリングに対する闘いに金融機関が参加することが、国民議会と下院において満場一致で議決される。それは、1989年7月の金融の透明性と汚職に関する法と連結する。この法は、1992年に首相となったベレゴヴォワにより議決された⁽²¹⁾。これらの一連の法は、同じ論理かつまた同じ政策の下で制定されたものであった。

以上の点について、ベレゴヴォワ自身は、1990年11月の「法と商業」という協会における談話の中で次のように語る。

「私は、経済の自由確信を抱いた同胞者である。そして私は、我々の国で、そうした自由度を増す道を開いた、と信じる。私自身、フランスで本年初めに資本移動の自由化を導入した。この自由は、正直な人々に与えられる。それは、犯罪者のために与えられるのではない。自由は、法と切り離されるものではない。その際の法は、生活と健康に対するものである。したがって自由は、犯罪的な利益の隠蔽に寛容になり、またそれを容易にするように仕向けられた、盲目的な権利ではない。同様に、銀行の秘密主義は、……絶対的ではないし、また、犯罪から生まれるマネーを防ぐのに役立つことにはならないかもしれない。」⁽²²⁾

我々はここまで、ベレゴヴォワの経済・財務相時代から首相時代までに行った、フランスの金融システムをめぐる諸改革について検討を重ねてきた。かれの金融

政策に関する活動は、大きく2つの時期に分けて考えることができる。すなわち、⁽²³⁾第1の時期(1984-86年)は、金融の自由化・近代化のための改革として、及び第2の時期(1988-93年)は、貨幣循環におけるモラルの徹底のための改革として、各々特徴づけられる。しかも、これらの2つの活動が、ベレゴヴォワにとっては決して矛盾したものとしてではなく、相互に補完されるものとして捉えられた。この点に留意すべきであろう。

4. 反インフレ政策とフランの安定

前章までに明らかにしたように、ベレゴヴォワの唱える自由化政策は、野放しの野蛮な自由化を意味するものではなかった。かれは、必要な場合に、政府が介入することを否定しない。このような、政府による管理の側面は、主として2つの方向に現れた。それらは第1に、インフレを抑制してフラン相場を安定させること、第2に、主に失業問題の解消に向けた社会政策を遂行すること、を指す。ここではまず、前者について見ることにしよう。

4.1. 反インフレ政策の推進

当時、フランスはどのようにして反インフレ政策をとろうとしたのか。その必然性はいかなる点に求められるか。最初に、こうした素朴な問いに答える必要があるであろう。ミッテランは周知のように、大統領に就任当初、ケインズ主義に基づく経済政策を遂行した。その主たる政策は、最低賃金の引上げ、社会保険支払いの増大、並びに拡張的な財政政策、などで表される。ところが、それらの政策のコストは結局、経常収支の悪化となって現れた。欧州通貨システム内のインフレ格差が、フランス商品の競争力を弱めたからであった。他方で、西ドイツ・マルクに対するフランの切下げを統治者が交渉せざるを得なかった。それ以来、フランスでは優先的にインフレに対して闘うことが必須の要件となる。それは、フランス商品の競争力を改善し、対外勘定(経常収支)の状態を均衡・黒字にさせるためであった。このような政策を促進するという点で、前任者のドロールが扇動者であったとすれば、ベレゴヴォワは、まさしくその実践者であった⁽²⁴⁾。かれは、

この点について次のように述べる。

「私は、前任者のジャック・ドロールと同じく、インフレに対して闘うことに非常に大きな重みを与える。我々は、購買力を守り、企業の競争力を強めるために、インフレを低下し続けなければならない。」⁽²⁵⁾こうしてベレゴヴォワは、反インフレ策をマクロ経済政策の1つの主要な軸とする。

一方、ベレゴヴォワは、R.バル（Barre）元首相と共に、ドイツに対する「安定性の行動様式」を示した主役の1人であった⁽²⁶⁾。かれは、価格安定の目標をつねに厳密に模索する。ベレゴヴォワにとって、価格の安定は、実際にはインフレを抑制することを意味した。具体的に、1年間の価格上昇を2%に可能な限り近づけること、それが主たる経済目標となった。この点は、かれが首相に赴任するまで全く変わっていない。ベレゴヴォワは、1993年3月のレ・ゼコ（Les Échos）紙で次のように語る。「私は、インフレの終息を総括として表明する。それは、経済的成功である。それはまた、とくに社会的経験でもある。すなわち、それは、賃金、年金、並びに貯蓄の強奪の終結を示す。」⁽²⁷⁾このようにしてかれは、引締めの金融政策と拡張的な財政政策とを合せた形のポリシー・ミックスを用いた。このことは、実質利子率の上昇を意味した。

以上に見たように、フランス政府は、1980年代において、明らかに、価格の安定という方向に金融・経済政策を転換する。その背後には、最大の貿易相手国であった当時の西ドイツに対し、有利な条件の下に欧州通貨統合に参画する、という思惑が働いていた。このことを前提としながら、ベレゴヴォワは、フランスのイメージを改善することに努める。それはまず、フランスとドイツの間の名目利子率の差から生じるリスク・プレミアムの解消となって現れた。かれは、ル・フィガロ（Le Figaro）紙の中で、この点について次のように述べる。「私が、財務相に1988年5月に就任したとき、フランスの利子率は、ドイツのそれを短期で4.5%、長期で3%上回っていた……。今日、その差は、短期かつ長期で0.5ポイントのレベルとなる。勝ち取った状況は、フランス経済によって魅惑された信頼の大きさを表している。」⁽²⁸⁾

確かに、フランスとドイツの間の名目利子率の差を示すリスク・プレミアムは、経済政策の信用度を分析する際に役立つ。この点でフランスの信用度は、実際に

ベレゴヴォワが経済政策を担当した1984-1993年の10年間に改善された。それは、印象深いものであった。かれが、フランス経済の信用力を高める上で動力の役割を果たしたことは間違いないであろう。

ベレゴヴォワはこのようにして、経済・財務相の在任中の全期間を通して、マクロ経済戦略に不屈さをもって取り組んだ。その際に最優先された戦略は、反インフレとフランの強化であった。ただし、そこでの反インフレ政策は、たんにインフレに対決するためだけのものではなかった。それは、競争的反インフレ（*déinflation compétitive*）と呼ばれる。一体、この政策は何を意味したか。かれは、インフレに対決する戦略を設定する一方で、成長と雇用の復興に反対しなかった。否、それどころかむしろ、反インフレ政策こそが、それらの復興を確実にする必要条件になる、とかれは考えた。ベレゴヴォワは、この点について次のように語る。

「長い間、インフレに慣れてきた国において、それを減少させることは容易でない。しかし、そうすることこそが、フランスの購買力と企業の競争力を改善する最良の手段となる。より多く売ること、我々はより多く生産し、失業も減らすであろう。」⁽²⁹⁾

そもそも、経済政策の領域において、インフレと失業との間には、伝統的にディレンマが存在する。両者は、高インフレと低失業、あるいはまたその全く逆、という二律背反的な関係にある。ベレゴヴォワは、このディレンマから脱け出る方向性を示した。これこそが、かれの経済政策のオリジナリティを表す。かれにとって、インフレに対決することは、成長戦略の核になる、とみなされた。その際の成長は、対外需要と対内需要の双方の増大に基づく。このような、反インフレと結びついた成長、という考え方は次のように表されるであろう。すなわち、反インフレは、競争力を改善して対外需要を増す一方で、購買力を高めることから対内需要も増やし、両者が一体となって成長を促す。

ところで、ベレゴヴォワの反インフレを目標とする政策は、財政政策、所得政策、並びに競争と価格に関する政策、として現れた。第1の財政政策に関して、かれは、公的部門の赤字削減を優先する。それは、反インフレ政策を容易にする上で必要であった。この点について、かれは次のように語る。

「私は、公的赤字の統御 — それは、インフレとの対決と結びつく — が、利子率

を低下させる手段になると信じる。したがってそれは、企業、国家、並びに地方自治体の活動の前提となる金融の幅を縮小させ、また、コストすなわち価格を低下させる。これは非常に重要である。次のことをよく考えねばならない。それは、我々が公的赤字を語る時、国家の赤字、場合によっては社会部門の金融需要、地方自治体の赤字、並びに公的企業の赤字、などが存在する、ということを示す。……借入れによってそれらに向かうマネーは、他の所には行かないであろう。」⁽³⁰⁾

要するに、公的な社会的支出の政策に関するベレゴヴォワの基本的な考えは、国家を競争力のあるものにするのであった。このことは、次のようなかれの発言から理解できる。

「開放された経済において、国家は、企業と同様に競争の下にある。かれらは、いっしょに利益を得るし、またいっしょに損もする。……我々は、しばしば次のように言う。フランス企業は、かれらの競争相手、とりわけドイツのそれと比較して、過剰な義務的支払いに耐えている、と。……義務的支払いと賃金コストの水準が、フランス企業の不十分な競争力の元凶である、と考えることはできない。当然に、義務的支払いの水準を制御することは重要になる。我々は1984年以来何年間も、ミッテラン大統領の下で、この義務的支払いを安定させ、また低下させてきたことを誇ると共に、そのことの困難さがどれほど大きいものかも知っている。……競争力のある国家は、そのコスト（義務的な社会的支出）とサービスの質との間のよい関係を提供する。」⁽³¹⁾

一方、所得政策も、インフレに対決する役割を同様に演じる、とみなされた。この点について、ベレゴヴォワは次のように述べる。

「私がさらに強調したい第2のポイントは、所得の物価に対する非スライド化に関連する。それは、ジャック・ドロールにより始められた。……このことは、精神と行動の変化を想定する。私は、各人が次のことを意識する必要がある、と信じる。それは、購買力は、インフレの低下を通じて増大するのであって、過去にしばしばそうであったように、価格の上昇により復興された所得の名目的増大によってではない、ということを表している。……私は、政府が、賃金の購買力手段を維持する願望を持っていることを示した。私は、賃金交渉が、その意味で行われることを願う。我々が、購買力手段というとき、それは、最低賃金が、我々

の注意を払うすべての対象であり、また社会的パートナーの注意の対象にならないければならないことをよく物語っている。』⁽³²⁾

賃金の上昇は、当然に企業の主たる負担となる。そこで、賃金コストを低下させる必要がある。そのために、所得を価格変動から切り離すという非物価スライド化の手段が用いられる。もともとインフレと賃金上昇の間には悪循環が見られる。ベレゴヴォワは、そうした悪循環を断ち切るために所得政策の導入を図ったのである。

我々はこちらで、所得政策が容認されたことに注意する必要がある。そこでは、所得の上昇よりもインフレの低下による購買力の増大が期待される。果して、それは正当な考えであろうか。所得政策による賃金の抑制は、当然ながら購買力低下の直接的要因となるのではないか。この点は、とくに低所得者層についてあてはまる。さらに、賃金の交渉が労使間で行われるものとすれば、所得政策はまさに雇用者側に有利に働く、と言わざるを得ない。そうだとすれば、所得政策の遂行はむしろ、人々の生活上の満足感を低下させるに違いない。これは言うまでもなく、社会党政権に本来的になじまないものである。

他方で、価格の安定について、ベレゴヴォワが、価格を低下させるためにその自由化を図った点にも留意しなければならない。かれは、価格をコントロールすることが、インフレに対決するための最良の武器になる、とは考えない。逆に、市場原則に基づく自由な価格の動きこそが反インフレを容易にする。ベレゴヴォワはこのようにみなす。この点について、かれは次のように述べる。「所得から価格に話を移そう。多くの人々が、1986年1月1日の価格の完全自由化に辿り着くことを願っている。私は次のように言いたい。どうしてできないのか、と。…もしも、保護のために競争が妨げられることを受け入れないのであれば、我々が経験するコントロールを厄介払いすることはできない。』⁽³³⁾

この限りで、ベレゴヴォワは、自由主義と市場主義の熱心な防衛者であった。しかし、かれ自身は、そのようにみなされることを忌み嫌った。かれは、次のように表明する。「すべての人が、競争力を活かそうとする。しかし、最終的に多く的人是は不安を抱く。競争力は、市場原則を賛美する者の側に含まれる。すでに述べたように、私にとって市場は右翼的でもないし左翼的でもない。』⁽³⁴⁾かれは、市

場と自由競争を、イデオロギーとは切り離して信奉していたにすぎないことが、このことからよくわかる。

以上に見たような、ベレゴヴォワの反インフレ戦略は、結局、次のように表すことができるであろう⁽³⁵⁾。すなわち、政府の赤字の制御、賃金の厳格な抑制、並びに価格の自由化、が反インフレを導き、そのことが、競争力と購買力の増大をもたらして成長と雇用を促進する。かれにとり、失業問題を解消すべき雇用政策は、あくまでも成長政策に基づくものであった。そしてそれは、競争的な反インフレ戦略から生まれる、と信じられた。ベレゴヴォワはこの点について、総括的に次のように述べる。

「フランスが失業を解消するためには、一方で、強く健全で永続的な成長を得なければならない。…強い成長、あるいは、より正確には、我々が開放経済にあるがゆえに、先進工業諸国の平均よりも強い成長。この成長は、骨の折れる実験である。1991年に、アングロ・サクソン諸国のリセッションと結びついた世界的な経済活動の低下が、我々の国内生産の発展に対して負の効果を与えた。しかし我々は、他の大部分の国々よりもよくやってきた。なぜなら、我々の経済が健全であったからである。そして、我々は財政赤字を制御してきた。それによって、我々は、より少ない税収を補足的な課税でカバーしなくてもすむことができた。こうして我々は、全体の経済成長の低下をストップさせることを、財政上の圧力を増すことなく行った。」⁽³⁶⁾

果して、このような、自由競争に基づく成長主義によって、失業問題はほんとうに解決されたのか。この問いは、成長の実現可能性と合わせて発せられて然るべきであろう。

4.2. フランの安定

一方、以上に見たベレゴヴォワの反インフレ戦略は、フラン相場の安定を導くものとして促進される。しかし、反インフレ政策と為替相場の安定政策とが直結することを、一般論として語ることはできない。そもそも、一国通貨の国内的価値、すなわち、その購買力を反インフレ政策によって安定させたいという願いは、当該通貨の対外的価値である為替相場を安定させることを先験的に意味するも

のではない。例えば、イギリスの M.サッチャー (Thatcher) 首相は、スターリングをフロートさせながら引締め政策を断行した。ところがベレゴヴォワは、そのような選択をとらなかった。かれは、欧州通貨システム内のフラン相場の安定を維持する姿勢を崩さなかった。このことはまた、当システム内の最強通貨であるドイツ・マルクに対し、フランを安定させることを意味した。

では、なぜベレゴヴォワはそのような選択を行ったのか。その動機は何に求められるのか。まず、この問いに答える必要がある。フランスが欧州通貨システムに留まることを決定した以上、統一欧州の建設が、根本的な前提であったことは間違いない。しかし、かれの政策の初期段階では、そのことが、フラン安定の大きな要因ではなかった⁽³⁷⁾。そこには、もっと深い理由が潜んでいた。フランの安定という選択は、実は、フランスの「神聖不可侵 (Sacro-Saint) の原則」に基づくものであった。それは、「通貨 (フラン) の切下げは悪い」という、フランスの伝統的な信念と結びついている。確かにフランは、フランスの統治者にとって、かれらが右翼であれ左翼であれ、1つの神秘的な要素とみなされてきた。事実、フランに悪影響を及ぼすことは、罪を犯すに等しい、と考えられた。したがって、前任者の責任を負わされる場合以外に、フランを切り下げることはできなかった。

このような一般的背景の他に、さらにベレゴヴォワにとり、フランを切り下げたくないもう1つの理由があった。それは、かれの強調する反インフレ戦略と結びつく。この点について、かれは次のように述べる。

「私は、しばしば私の考えが、我々の経済を永続的に復興するために、我々は、その易しい道を避け、強い通貨という面での復興を遂げる、というものであったことを説明した。1年間にドルは、その購買力を20%失った。しかしフランは、ドイツ・マルクと非常に満足のいく関係を維持した……。……私は、もう一度次のように述べたい。それは、このフランの強さは、我々が同時に、為替規制の緩和を数多く行っているときに明らかにされている、ということである。政府は、この過程で慎重さをよく保っている。そのことはしかし、この領域において、他の場合と同じく、規制を最大限に撤廃するという決定の願いを伴う。」⁽³⁸⁾

実際に1984-86年に、フランに対する切下げの圧力は定期的に高まっていた。そのような中でベレゴヴォワは、フランの切下げを強硬に拒否した。それはまた、

かれの「切下げよりはむしろ辞職を選好する」という信念を表していた。この信念に立って、フランはその間に、インフレにも拘らず切下げを回避することができた。結果的に、このようなフランに対する信認効果は、インフレへの対決を有利なものにした、と言ってよいであろう。

さて、ここで再度、ベレゴヴォワのマクロ経済戦略を確認しておこう。そこでは、以上の議論からわかるように、反インフレとフランの安定、という2つの大きな目標が掲げられた。この点を、かれの発言から追認しておきたい。ベレゴヴォワは、1989年の国庫に関するシンポジウムで次のように語る。

「貴方達が知っているように、ドイツ・マルクに対するフランの安定、かつまたインフレへの対決、これらは、我々の経済政策の根本的な2つの目標であり、さらに、それらの2つは固く結びついている。……反インフレ、それは、強いフランにより条件づけられる。そしてそれは、事実、我々の企業の競争力の鍵となる。また、この競争力は、我々の対外的均衡と我々の経済成長を保証する。…我々は、所得の変更に基づくと同時に、我々の公的金融と通貨統合の制御に基づく、強いフラン戦略を続けることを決定するであろう。」⁽³⁹⁾

ベレゴヴォワはさらに、1988-89年の国民議会において、フランの切下げを断固として拒否し、その価値安定に努めることを次のように宣言した。

「価格の安定は、反インフレの成長の条件となる。強い通貨は、その第2の条件となる。しかし、我々の通貨に関する努力は、永続的になされなければならない。」⁽⁴⁰⁾

「通貨の安定は、したがって、我々の競争力の強化を手助けする。我々はこの15年間に、あまりに切り下げすぎた。そして貴方達は、フランの価値が、ドイツ・マルクのそれに対して、この数年間に大きく損失したこと、さらに、我々の西ドイツとの貿易不均衡がそのままであること、によく気がついている。だから、切下げに解決はない。我々の競争力を改善すること以外に解決はない。そしてそのことは、私の目には根本的に重要な点として映る。」⁽⁴¹⁾

他方でベレゴヴォワは、今までの議論にも見られたように、反インフレとフランの安定こそが、高い経済成長をもたらすことを再度強調する。かれは、この点について、1989-90年の下院で次のように唱える。

「インフレは幻想的な手段であって、それは成長を破壊し、また、より穏やかに購買力を浸食する。わずかなインフレが、社会的平和の代償を払わせる、と考えるならば、それは誤ることになる。経験は、逆のことを示している。それは、弱い通貨の下で強い経済は建設されないこと、また、インフレに基づいて永続的な社会政策は行われないこと、を指す。」⁽⁴²⁾

「この、より強い成長という目標は、2つの条件の下でしか達成されないかもしれない。第1の条件、それはフランの安定。……フランス人は、フランの価値が購買力の価値であり、また通貨を守ること、そしてそれがフランス人の購買力を守ること、を知る。」⁽⁴³⁾

一方、フランスの経済成長にとり最大の条件とみなされたフランの安定は、欧州統合の前提であった。それが、ドイツとの団結の下に達成されることをベレゴヴォワは確認する。かれはこの点について、1988-89年の国民議会で次のように述べる。

「私は、経済と金融の領域におけるドイツとフランスの団結が、欧州建設の条件になる、と確信する。そして、我々はその条件を、金融のみならず経済の領域においても収斂を深めるために、より積極的に協議する。」⁽⁴⁴⁾

「通貨の安定は、我々の金融・経済政策の核である。……フランスと西ドイツとの間のインフレ格差は今日、決して小さくない。そして我々、フランス銀行総裁、首相、私、並びに財務の責務を委任された大臣、のいずれもが、西ドイツのインフレを持ち込もうとは思わない。この領域での状況の急変は、我々の経済発展にとり大きなリスクをもたらす。……強い通貨はまた、低いインフレ率を示す。我々の競争的反インフレ政策の成功は、来たる年に、フランスと西ドイツとの間のインフレ格差をなくさせるに違いない。」⁽⁴⁵⁾

ところが、このフラン安定政策は、1990年のドイツ統一を境に問題を露呈させる。1990年半ばのドイツ統一までは、確かに、フランスと西ドイツのマクロ経済は一致する傾向にあった。しかし、統一後に大きな変化が現れる。統一ドイツ政府は、財政支出拡大によるインフレを抑えるため、利子率を引き上げた。そこで他の欧州通貨システム加盟国は、自国通貨の対マルク相場を安定させるため、そのようなドイツの動きに追随せざるを得なかった。その結果、フランスとドイツ

のマクロ経済に差が生じた。ここに至り、フランスは、低成長と高失業を経験する。それにも拘らず、この段階でもなおベレゴヴォワは、依然としてフランの安定に固執した。かれは、競争的反インフレ戦略に執着し、将来の欧州における単一通貨の実現に向けた準備を積極的に進めた。

このようにしてベレゴヴォワは、フランの切下げを断固として拒否し続けた。かれは、ドイツ統一後の1990年秋に、ニューヨークで次のように語る。

「我々の経済政策の要は、つねに通貨を安定させることにあった。それは、我々に持ち込まれるインフレの進行を阻止し、また、永続的な生産性の向上に努めることによって競争力を増大させる。……私はつねに、フランが強い通貨になることを期待している、と述べてきた。長い間、専門家や市場は、この目標が達成されるのは不可能だと考えてきた。私は、この支配的な懐疑主義をよく抑えてきた。なぜなら、私はフランス経済を、インフレと切下げのスパイラルから絶対に脱出させたいからである。今日、フランスでは皆、通貨の安定こそが通貨同盟を成功させる鍵であることを理解している。同様に、そうした安定が、経済発展に復帰する鍵でもあった。」⁽⁴⁶⁾

ベレゴヴォワはさらに、フランの切下げを支持する考えに対し、1991年の国民議会で正式に次のように反論する。

「フランス資本主義における……右翼のある人達は、切下げが、競争力を改善して市場シェアを勝ち取る最良の手段である、と考えている。……歴史的事実が存在する。それは、フランスの生産性も、またフランス産業の強固さも、その通貨価値によって築かれることはなかったということ、そして、それは誤っているということ、である。……フランは今日、スターリング、ドイツ・マルク、並びに他のすべての欧州通貨と同様に、欧州通貨システムの一部を成している。それは、唯一 ECU の固定に参入している。我々はだから、利子率の動きに同調する。そこでは、それは一つの制約である。……私は、フランが欧州通貨システムの中で、その地位を高めること、また、我々の利子率が成長を加速させられるように引き下げられること、が重要であると信じる。……私は、フランがドイツ・マルクと同様に演じることを確信する。このことが、我々の経済にとって良いように思える。とくにこの点は、欧州建設にとって良いように私には思える。というのも、

……我々は、経済・通貨同盟を再び話す機会を持つからである。私は、数多くの貴方達と同じく、深くヨーロッパ人である。……フランスは、権威をもって政治プランについて、かつまた経済・通貨プランについて話せる必要がある。」⁽⁴⁷⁾

しかし実際には、1991年のフランスの利率引下げに基づいた、フランへの投機アタックは、再度利率を引き上げる結果となった。このことは、ベレゴヴォワ戦略が、一旦中断されたことを意味した。結局、ドイツが利率を引き下げない限りは、フランの安定はフランスにとって高くつく。ところが、1992年4月の段階でも、ベレゴヴォワはなお、フランの安定を有利と見た。この点は、当時の国民議会における発言からはっきりとわかる。かれはそこで次のように訴えた。「誰がこの議会で、フランを切り下げたいのか。……フランを強くすること、それは、フランスとフランス人の購買力を守り、ひいては雇用を守ること、である。」⁽⁴⁸⁾

もっとも、ベレゴヴォワがフランの安定に固執したのは、たんに、国内経済問題を理由としただけではなかった。それは同時に、先の議論からわかるように、かれの戦略が、欧州建設を前提としていたからであった。この点はとくに、ドイツへの対抗という文脈の中で、フランスの威信を問題とした。かれは、次のように主張する。「強い通貨の選択、それは、大欧州のものである。もしもフランが、ドイツ・マルクに対して強くないならば、大欧州は成しえないであろう。」⁽⁴⁹⁾

ベレゴヴォワにとって、フランの安定は詰まるところ、経済的には様々な影響を及ぼしたとしても、政治的に見れば、フランスの威信の維持に大きく貢献する、とみなされた。すなわち、そのような安定が、経済・通貨同盟の維持・発展と、そこにおけるフランスの地位確立のために絶対に必要である、とかれは判断した。

しかし、この強いフラン政策は、2つの点でベレゴヴォワの主張する論点と矛盾する。まず、強いフランは果して、対外的競争力を高めるか、という点が問題となる。フランスは、通貨の切下げという武器なしに輸出競争力を保てるのかが問われるのである。この点は、かれがあれほど競争力の向上の必要性を訴えたこととどのように整合するのであろうか。さらに、反インフレ策によるフランの安定は、失業の解消とどう結びつくかを問題にしなければならない。通常理解によれば、反インフレは当然に失業の低下に背くと考えられるからである。このようにして見ると、単一通貨の実現のためには、失業の増大も止むを得ないとする

判断が、かれの考えの背後に働いていたのではないか。そう思われても仕方がない。それはまた、フランスの一般市民に根づくナショナリズムの表明でもあった。そしてこのことが、後のフランスの慢性的な高失業の傾向を定着させることになる。

5. 社会政策と失業・社会問題

すでに指摘したように、ベレゴヴォワは、単純で野蛮な自由主義にはつねに反対の姿勢を示し、また、それが進展することに歯止めをかけるのを忘れなかった。かれの促進した社会政策は、そのような信念の現れであった。この点はまた、社会党本来の主張の原点を成す。では、ベレゴヴォワは一体、かれの言う自由主義と社会政策をいかに調和させたか。次にこの問題を検討することにした。

5.1. 自由主義と社会主義の理念

まず、先に見たベレゴヴォワの自由主義観を、ここで再度確認しておこう。かれは、1986年3月に出版された『金融改革白書』の中で、自身の自由主義と社会主義に対する考えを次のように表明する。

「民主的社會主義は、自由を拡大し、それを保証する。今世紀末の自由の新しい次元、それは責任である。このようにして、我々が建設する自由の経済は、経済のアクターとパートナーに対し、より大きな責任を与える。それはもはや、より力の強い者を利することで競争を歪めてしまう原始的な自由主義とは何の関係もない。……自由、責任、並びに団結の経済。諸々の革新、それは、金融の近代化と有効性にとって、フランスで第1位に位置づけられる。そのような革新をめぐって、金融改革は経済組織の選択を表す。それは、専門職の協同主義、及び国家の厳格な統制主義を取り除く。しかしそれは、自由主義とは異なり、団結した組織によって市場を完全にする。」⁽⁵⁰⁾

このようにベレゴヴォワは、目指すべき真の自由主義が、原始的なそれとは決定的に異なった、民主的社會主義に基づくものであることを説く。そこでは、自由主義と社会主義を調和させることが、1つの理念として強調される。かれは、

原始的かつ野蛮な自由主義を「超自由主義」と称して繰り返し批判した。この点は、早い段階の国民議会において表明された。かれは、そこで次のように述べる。「1つのモデル、……それは、野蛮な自由主義 (libéralisme sauvage) と名づけられるもの。そこでは、市場の見えざる手が、何のゲームのルールもなくすべてを決定する。それは、経済生活を秩序づけるものではない。もう1つのモデルが存在する。それは、管理経済 (l'économie administrée) というモデル。……市場メカニズムを再建し、生産コストを測り、雇用される人的労働の有効性を考慮する。私は、この改革の志を是認しなければならない。……この2つの道、すなわち、1つは、国家に対して何の要求もしないもの、もう1つは、1つの形態か他の形態の下ですべてを国家に求めるもの、の間に、自由と団結の経済に対する1つの場が存在する。それは、市場がその役割を完全に演じるままにさせ、同時に国家に対し、議会の管理下で行動しながら、将来を指令する部門の大きな方向を固める。……国家は、必ずしもすべてを行うことができない。……それは、ゲームのルールを規定する必要がある。これは、我々を動かす経済の哲学となる。」⁽⁵¹⁾

ベレゴヴォワはこうして、アングロ・サクソン諸国に代表される自由主義諸国の経済を培ってきた「野蛮な自由主義」と、共産主義圏の経済を支える「管理主義」とを対置させる。その上でかれは、それらの2つの考え方の中間に位置される立場が存在することを主張した。このようなベレゴヴォワの姿勢は、1990年代に入っても変わることがなかった。かれは、ル・モンド紙において、やや哲学的な表現で自身の考えを次のように語っている。

「自由という名の下で不平等を増している自由主義と、想像的平等という名の下に自由を窒息させている集産主義 (collectivisme) との間に、責任と団結の社会のための場がある。」⁽⁵²⁾

以上に見たようなベレゴヴォワの考えは、言わば民主的自由・社会主義、とも呼べるべきものであろう。それは、経済モデルに即して見れば、いわゆる「混合経済」モデルに帰属する。かれの政策目標は結局、「社会的市場経済 (économie sociale de marché)」の構築にあった。この点でかれは、1つの社会・経済的プラグマティズムという立場を表している。その意味で、ベレゴヴォワの基本的姿勢は、ドイツの遂行した、国家と市場を結びつける「ライン型資本主義」に一脈通

じる。ただ、そこでかれが唱える「社会」には、より重みのある具体的な中味が含まれる。「社会」は、それこそかれにとって、最も重要なものとみなされた。この点は、かれの行った金融改革の面にもはっきりと現れていた。それは、たんなる自由主義的改革ではなく、社会・経済をも視野に入れたものであった。事実、ベレゴヴォワは、1983年に発足した「社会・経済発展機構 (Institut de développement de l'économie social, IDES) を高く評価する。同機構における講演で、かれは次のように述べる。

「社会・経済はつねに、自己資本問題を抱えていた。……この自己資本の脆弱さは、社会・経済部門の発展を妨げ、また抑制する大きな制約になっている。……1983年3月の社会・経済発展機構（その資本は、国家により28.5%、相互保険機関により27%、社会・経済に近いその他の金融機関により残り全体、で占められる）の創設は、この部門に、自己資本への参入に専従する組織を与えるためであった。」⁽⁵³⁾このような視点に立って、実際にベレゴヴォワが、社会・経済の金融に関して行った改革は、新たな担保市場を創設する住宅金融システムや、不動産取得向け金融、などの改革を含むものであった⁽⁵⁴⁾。

こうしてベレゴヴォワにとり、市場と社会は相反するものではなく、両立するものとして捉えられる。そこでは、社会問題は、自由な市場経済の発展の中で解決されるとみなされた。果して、フランスは、このような道を歩むことができたのか。この点が当然に問われるであろう。

5.2. 失業問題

ところで、フランスでは、ベレゴヴォワの示した「社会・経済モデル」による社会政策を遂行する上で、1つの大きな壁が立ちはだかっていた。それは、失業問題であった。フランスにとり、失業問題こそがまさしく、フラン切下げ問題と並んで最も重要な解決されるべき問題として位置づけられる。確かに、フランスの失業者は定期的に増えてきた。この中には、長期失業者も含まれる。そのような失業者の増大という現象は、フランスではすでに1960年代から見られる⁽⁵⁵⁾。それは、もはやフランス伝統のものと言ってよい。その際の失業の発生メカニズムも、フランス独特のものを表す。そもそも景気循環の過程で生じた失業が、そこ

では構造的失業に転化した。すなわち、フランスでは失業者を雇用する可能性が低下する。この構造的失業は、たんなる景気対策によっては決して解決されない。それには、より構造的な治療が求められる。ベレゴヴォワは果して、それにいかに対処したか。

失業の解消に関して、ベレゴヴォワは、社会党政権の成立以前においては、専ら左翼サイドの視点に立っていた。また、1981-82年に採用された社会党政府の失業対策にもかれは忠実であった。かれはそこで、労働のシェアという解決方法を優先する。この考えは、その後も基本的に変わることがなかった。1993年に、レ・ゼコー紙でかれは次のように語る。「私は、労働のシェアという革新を、税負担の一般的低減という、型にはまったやり方よりも信じる。後者は高くつくし、競争の大きな歪みを導く。」⁽⁵⁶⁾

このようにベレゴヴォワは、失業問題の解決を、基本的に労働の仕方の改革に委ねる。さらにかれは、失業問題を国家の優先課題とみなした。この点は、国家の社会改革に果す役割を強調する中で示された。かれは、中小企業組織のシンポジウムで次のように論じる。

「国家は、わずかな数の優先課題に活動を集中する必要がある。それは、我が国の将来に関連し、また、市場の活動のみによっては達成されないものである。我々の優先課題が、長年にわたり、失業に対決することにあることははっきりしている。とくに、その失業は若者の失業であり、それは、我が国においてあまりに大きく増大した。この過度の失業は人々に知られている。第1に、我々の就業人口の問題がある。それは、欧州の我々と比較できる国々のそれよりも促進されている。そのことが、失業を減少させるために、我々に一層の雇用を生み出すことを必要とさせる。第2に、雇用の供給と需要との間の不適切さがある。問題となるのは、労働市場における当初の教育と職業専門化の適切さである。L.ジョスパン (Jospin) によって導かれた行動は、すでに諸成果をもたらした。しかし、現状を直すためには、依然としてはるかに多くの時間と想像力を働かせねばならない。それは、企業と学校を結びつけ、見習い制度を発展させ、また、資格を改善しながら遂行される。そのことに、我々はすべてのエネルギーを用いる必要がある。第3の原因は、労働コストから引き出される。そのコストには、負担金も含まれ

る。そうしたコストは、全体としては、国際競争の状況において必ずしも過度ではない。しかしそれは、低い資格を持つ人々にとっては、あまりにも上がり過ぎた。主たる犠牲は、まさしく教育の不足している若者達である。】⁽⁵⁷⁾

以上の発言からわかるように、ベレゴヴォワは、失業問題をたんに市場に任せて解決することは決してできない、と認識する。その際に、国家が極めて重要な役割を發揮できることを、かれは声高に訴えた。それは具体的には、例えば、失業率の高い低資格者としての若者の教育、という場面に現れる。この点はまた、かれの主張する社会・経済モデルの一環に失業問題の解決がビルト・インされていることを如実に示していた。

ただし、ベレゴヴォワは、労働コストの問題を国際競争の観点から取り上げる。この点に留意すべきである。そのことは、先にも指摘したように、かれが、賃金の上昇と購買力の増大とを結びつけて考えていない点を表す。かれはこのようにして、失業者の増加という事態に直面しながら、経済政策の最優先課題に雇用を据える。この点についてかれは、国民議会で次のように宣言した。「我々が優先すべきことは何か。第1の優先、……それは雇用である。我々は経験により、……魔術的な収入がないことを知っている。したがって我々は、雇用を生み出すために、可能なより強い成長を探る必要がある。】⁽⁵⁸⁾ここでかれは、先に示したように、雇用を創出するための最重要な政策が経済成長の促進であることを再度強調する。

最後に、1992年の UNESCO 主催の雇用をめぐる大会で、ベレゴヴォワは、フランスにおける失業の背景とその対策をめぐって総括的に述べる。その部分を、少し長くなるが引用しておきたい。

「米国やイギリスでのリセッション、及びドイツの再統一は、失業が……いたる所で増え始めたことの要因として十分であろう。……しかし、世界経済の活動と直接に結びついた景気変動以上に、失業は、我々の社会の深い変化を示している。……失業は、人々がすべての社会的要求を失うというリスクである。どうして我々は、この失業率に達したのか。明らかに、重要さの異なった束となる理由がある。しかし私は、それらの理由は単純な考えに行き着く、と信じる。失業は、次のような差、……すなわち、就業者数と提供される雇用者数との間の差から生

まれる。この点で、欧州経済の平均的状況はどうか。成長率、これは基本的なパラメーターである。……世界の成長は低下している。これに対し、経済構造は変わっていない。それは、より大きな失業となる。これが第1の要因である。生産性の収益、これは60年代より低いものの、依然としてレベルを上げている。したがって、成長の雇用に及ぼす内容は乏しい。技術進歩の効果の下で、我々の超生産的社会はつねに、より多くの富を、より少ない労働者によって生み出している。これが第2の要因である。第3の要因、それは、就業人口が増え続けていること：ベビー・ブームの人口効果、女性労働の能力上昇による社会学的効果。第4の要因、それは教育の需要。これは、生産の近代的条件によって要求される水準に対して十分でない。このことは、そこに、失業とその条件に合わない雇用の提供を同時に持つ可能性を説く。世界の低成長、しかし生産性の存続、増大する就業人口、資格の需給の格差、これらが失業の方程式である。この点で、フランスのケースは、非常に代表的なものとなる。反インフレ戦略は、その成果をもたらした。我々は、パートナーよりもより多くの成果を得た。……しかし我々は失業の点で、欧州経済共同体の平均よりも良くすることに成功しなかった。……3つの主たる現象が、我々の失業を低下することに成功しなかったことを説明する。第1に、生産性の利益。それは非常に高い水準で維持されている。1982-1990年の期間で、我々は、生産性の成長率の観点から最高の国々の中にある。……第2に、就業人口。1981-1992年に100万人以上の補足的な就業人口があり、それは基本的に、女性の就業率の上昇による。その成長に抗することはできない。第3に、教育。我々は、教育システムの近代化にもものすごく努めたことに満足してきた……。…要するに、ここにフランスの失業の理由がある。他よりも強い国民所得の成長にも拘らず、パートナーを上回る生産性の利益の増大、増加が絶えない就業人口、教育と養成の近代化が、その果実をまだ生んでいないこと。これらの状況において、極端に単純化すれば、2つの戦略が可能である。第1の戦略、それは80年代にアングロ・サクソン諸国で用いられたもので、賃労働者の保護を荒っぽく削減する、という賭けを行うもの。これは、労働コストの目ざましい低下を得得であろう。そのことが、雇用の創出を開始する。不幸にも、その結果は確かでない。もう1つの戦略、それは、より長期でより難しい、しかし、より確かであり正し

い。これは、……我々が導き深めるものである。貴方達は、そこに2つの柱があることを知っている。第1に、競争的反インフレ政策の遂行。それは我々に、パートナーよりもより強い成長をもたらす。その成長はより健全で、それは、市場シェアの利益と対外収支の再均衡により現れる。第2の柱。そこでは、成長の雇用に与える中味を豊かにすることが問題となる。このことは、まず新しい商品によって雇用の新しい領域を開拓する必要がある、と言いたい。……続いて、このことは、……雇いが著しいところで労働コストを減少させなければならないことを言いたい。……このことは、教育の近代化を遂行する必要があることを言いたい。それは、資格の供給と需要を一致させるために、である。……これらすべてが基本的であるものの、依然としてそれでは十分でない。すでに述べた経済的理由のために、労働のシェアは近代化の要求である。……私は3番目の要素を加える。それは、長期失業との対決である。私はそれを、はっきりとした社会的理由のゆえに引き出す。すなわち、一時的な失業と異なり、……長期失業は、しばしば深く永続的な排除へ導く。私はまた、それを経済的理由のゆえに引き出す。つまり、実際に労働市場がより活発なときでも、長期失業は低下することがないと言われた。だから、そこに闘いを挑むべき失業の中核がある。これがゆえに、我々は、90万人の長期失業者のためのプログラムを開始したのである。』⁽⁵⁹⁾

以上の発言からわかるように、ベレゴヴォワは一方で、かれの主張してきた反インフレ的競争の戦略が、失業の解消に対して有効でなかったことを認めざるを得なかった。同時に、成長が生産性の増大によりもたらされるのであれば、それは雇用の促進と結びつかないこともかれは是認した。しかし、そうは言え、他方ではやはり、長期的な戦略としての反インフレ戦略が、やがては成長をもたらし、その結果失業をなくす方向に導くことを、ベレゴヴォワはここで再度強調する。このような、かれの示した、反インフレ→成長→失業の解消、という図式は、その後のフランス経済の行方を基本的に決定した。果して、この図式どおりに事態は進んだのか。この点が後に問われることになる。

5.3. 社会問題

他方でベレゴヴォワは、失業問題と同時に、社会問題にも大いに関心を寄せる。

それはまた、社会主義の理念に基づくもので、フランス社会党の伝統的な政策的関心事であった。この点で、繰り返しになるが、かれは、単純な、かつ一方的な自由主義信奉者では決してなかった。ベレゴヴォワは、一連の社会政策の成果を1989年10月の国民議会で次のように表明する。

「この18ヵ月に達成された労働に関する成果を調べると、次の諸結果がわかる。第1に、よりお金のない人々を優遇する政策、貧困と対決するために取り入れる最低所得の創出、……第2に、社会的負担の免除による長期失業への対決、それは、5年以上にわたる失業者を有利とするもの、第3に、重病者への援助、並びに長期の、かつまたお金のかかる病人に対する100%の還付金、……第4に、社会的に住宅を優遇する大きな努力、……私は同時に、賃金収入と非賃金収入との間の再均衡について好んで話したい。……資本利得に関して、我々は、富に関連する課税をつくり出してきた。我々は実際に、より豊かな人々の資産の蓄積に対して税を課している。我々は、これに対して、貯蓄と平均的で控え目な資産形成を促す必要がある。これは、国民的貯蓄プランのようなものを表す。……賃金政策に関しては、それが十分ではなかった、ということがつねに考えられる。私は、たんにSMIC（最低賃金）が2回引き上げられたことを思い出したい。」⁽⁶⁰⁾

さらにベレゴヴォワは、フランスにおける経済成長の成果の分配と社会的平等の問題について、1989年11月の経済・社会審議会でその方針を次のように述べる。「他国以上に、フランスは、強くて永続的な成長を必要とする。それは、我々の隣国よりも急速に増大する就業人口を、良い条件で吸収するためである。この成長は、我々の競争力の継続的な強化で得られる。それは、インフレの制御、通貨の安定、並びに我々の生産手段の近代化と発展、に基づく。成長は同様に、国富の適切で均等な分配を要求する。そのことは、社会的団結の条件となる。それなくして強い経済はない。〈この分配の問題は本質的である。……私は、少なくとも4つの点を考える。

- 将来の支出の金融と収入の直接的配分との間の成果の分配。
- 新しい雇用の創出と、すでに雇用されている人々の購買力の増大との間で配分される収入の分配。
- 50万人以上の生み出された雇用。それは、これらの果実をもたらしていること

を示す。

— 賃金収入と非賃金収入の各々の変化。

……1980年以来、労働から直接に引き出される収入……は、ある面で、家計の購買力を改善する上ではわずかしき貢献しなかった。しかし、社会的移転と資産収入は急速に増大した。』⁽⁶¹⁾

このようにして見ると、ベレゴヴォワはやはり、成長こそが雇用を生み出すための第1条件になる、と考えていることがよくわかる。ただし、かれは同時に、そのような成長で増大した国富を、いかにして平等に分配するか、という社会的均衡の問題をつねに念頭に入れている。この点も決して忘れるべきではない。かれの頭の中には、結局、次のような図式が描かれていた。経済成長 → 国民所得増 → 雇用増と所得の平等な分配。ここに、経済と社会の発展を統一的に捉えるという、フランスの伝統的な考え方から、ベレゴヴォワも逸脱していなかった姿を確認できる。ただし、かれの場合、経済と社会を連結させる起動力を、あくまでも競争力とそれに基づく成長に求めていたことに注意すべきである。そこでは、競争の原則と平等の原則の融合が図られる。その際に問われるのは、そうした融合が果して実現可能か、という点であろう。

6. 欧州経済・通貨統合への対応

以上に見たような諸政策を通して、ベレゴヴォワは結局、欧州の経済・通貨統合に対していかなる姿勢を示したか。最後に、この点について検討することにした。

6.1. 欧州通貨システムと ECU への対応

まず、欧州通貨システムに対するかれの考えを見てみよう。

これまでの議論からわかるように、ベレゴヴォワの政策の基本的前提として、欧州建設が据えられていた。そのことはまた、欧州通貨システムにフランスが深く関わることを意味する。事実、かれは、欧州通貨システムからフランスが離脱しない姿勢を、かなり早い段階からはっきりと示していた。1980年代初めにおい

て、欧州通貨システムとフランスとの関係をめぐり、ベレゴヴォワはそれを次のように示す。「欧州通貨システムから離脱しないことに厳しく従事し、ドラスティックな手段を用いること。この選択は、ドゥ・ゴール（De Gaulle）の姿勢にインスピレーションを与えられたもので、心理的な、かつまた政治的な要因を想定する。」⁽⁶²⁾

このようにベレゴヴォワは、フランの安定と欧州統合に対し、一貫して支持する姿勢を崩さなかった。またかれは、そうした基本的視座によりながら、ドルの覇権への対抗手段として、国際通貨システムにおける欧州の統一通貨単位とみなされる ECU の強化を主張する。この点についても、かれは、1980年代半ばから様々な所で、繰り返し次のように述べる。

「世界の通貨システムの再組織化の必要性を示さなければならない。それは、欧州にとっては、ECU の強化を通して行われる。この ECU は、真の欧州通貨になるであろう。」⁽⁶³⁾あるいはまた、「一方で、ECU のポジションを強化する必要がある。ECU は、より重要な役割を演じることになる欧州通貨である。我々は、そのことをドイツに対して再度語るであろう。他方で、それは、成長のリズムをより高めるために組織される」、と論じられた⁽⁶⁴⁾。さらにかれは、欧州建設における欧州通貨システムの役割についても、次のように語る。「私はたんに、経済・通貨同盟に関与し、また、欧州通貨システムに関係することを指摘しておきたい。私はこのことが、欧州建設にとって非常に重要であると信じる。」⁽⁶⁵⁾かつまたベレゴヴォワは、将来の欧州通貨システムについて、「経済政策が収斂するに応じて、通貨の領域に前進することができる。そして通貨は、諸国家の将来の建設の進展をつねに示した。」⁽⁶⁶⁾

一方、ECU と国民的通貨との関係はいかに捉えられるか。かれはこの点について次のように唱える。「私は、国民的通貨が、来るべき数年内に消えるとは思わない。しかし私は、ECU と欧州の諸通貨が、現実の局面で共存できる、と考える。貴方達が知っているように、フランスは、為替の領域で ECU の役割が満たされるのを非常に望んでいる。とくに、外貨準備の領域における民間 ECU の役割である。言い換えれば、我々は、ECU がたんに、商品交換手段になるだけでなく、欧州に対して支払い準備になることを望んでいる。」⁽⁶⁷⁾

このベレゴヴォワの発言で、我々は、2つの重要な点に注意する必要がある。第1に、かれは、ECUが確立されても欧州各国の国民的通貨はそのまま維持される、すなわち、両者は並行して存在する、とみなしている点。このような把握の仕方は、やや抽象的に表せば、欧州における異質性と同質性の共存、という姿を示す。そしてこの考え方が、実は、その後のフランスの欧州建設に対する基本になる。この点にも留意する必要がある。次いで第2に、かれはECUを、たんなる交換手段としての通貨の役割だけでなく、1つの重要な準備通貨の役割をも担うもの、と捉えている点。この点は言うまでもなく、ECUが、欧州通貨システムひいては国際通貨システムにおいて、1つの基軸通貨になりえることを意味する。この第2の点について、ベレゴヴォワはとくに、ECUとドイツ・マルクとの関係に触れながら、やはり繰り返し主張していることがわかる。以下で、それらを列挙しておこう。

「ECUにより重要な役割を与える必要がある。……私は、それが交換手段になると同時に、準備通貨になることをはっきりと望んでいる。しかし、そこには2つの困難な点がある。第1に、ドイツ連銀、ブンデスバンクのためらい。第2に、イギリスが……欧州為替メカニズムに参加しないという事実。……したがって、ドイツ、とくに中央銀行の努力、並びにイギリスの努力を得る必要がある。」⁽⁶⁸⁾「ECUに対し公的地位を与えること、そのために、その発行能力を持つ欧州中央銀行を生み出すこと。我々は、そのことを一国で成すことはない。我々が直ちに、ドルと円に対する欧州通貨の共通の管理を組織するのはこのためである。」⁽⁶⁹⁾「ECUはその発展のために、マルクやフランと置き換える必要はない。ECUと国民的通貨は、貿易に関して共存できる。欧州が必要とすることは、ドルと円に対する共通の通貨管理である。我々の考えはそれゆえ、ECUを国民的な準備通貨になる手段としてつくり出すことに結びつく。」⁽⁷⁰⁾

以上の一連の発言から、1987年の段階において、ベレゴヴォワは、欧州通貨システムへのドイツとイギリスの協力の必要性を訴えているものの、あくまでも、ECUと国民的通貨の共存の可能性を強調していることを再度確認できる。そこではまだ、欧州通貨システムにおける単一通貨の構想が打ち出されていない。そのようなかれの考えは、1989年の経済・通貨同盟の発足に向けて次第に変化してい

く。次に、その過程を追うことにしよう。

6.2. 資本の自由化の推進

ベレゴヴォワは、ミッテランの再選後の1988年に、ロカール政権の下で経済・財務相に就任する。そこでかれはまず、欧州建設を進めることを確認した上で、欧州通貨システムの強化と、そのための必要な手段として、資本の自由化を推進することを強調した。かれは、大臣就任早々に、資本の自由化の必要性を次のように訴える。「資本の自由化は、私の気持の中には、欧州規模での貯蓄に対する課税の領域に通じるものと結びついている。それは、サービスの一般的自由化が、統一通貨の領域で他の欧州諸国の行動と結びついているのと同様である。……もしも、我々の建設する欧州が、サービスと資本の自由化を必要とするのであれば、欧州の単一通貨が、必要な規制を働かせるように我々を助けるであろうことはよくわかる。」⁽⁷¹⁾

このような、ベレゴヴォワによる資本の自由化の推進という動きはまた、当時の欧州全体のそれと合致するものであった。そこでは、欧州における単一市場と単一通貨の方向性がはっきりと示される。そしてそのことは、人、財、資本の循環の自由化によって切り開かれる、とみなされた。この新しいパースペクティヴが、欧州の経済政策に著しい影響を及ぼしたことは言うまでもない。ベレゴヴォワは、こうした文脈の中で、資本の自由化のスケジュールを加速する。かれはこの点について、1989年12月の国民信用審議会で以下のように宣言する。

「政府は、去る3月に、私の提案に関する議決を行った。その提案は、以前に考えられたスケジュールよりも6ヵ月早い1990年1月から、資本移動を最終的に自由化するというものである。私はそれを行った。というのも、私は、フランス経済が、国際競争に対して保護されることなく、真に立ち向かうことができる、と信じているからである。そのことはまた、市場の評価でもあった。なぜなのか。フランスは、インフレなしに成長の道を見出したからである。我々は、この段階を越えたい。我々は、そうすることができる。」⁽⁷²⁾

さらに、翌年の1990年においても、ベレゴヴォワは、フランス語圏のエコノミストの国際協会で、資本の自由化を実行することについて次のように語る。「私は

むしろ、将来の方向に向かって行きたいと思う。なぜなら、私は、実体経済に対して金融経済をより効率的なものにするために、まだ多くのことが残されている、と考えているからである。1990年1月1日から始まった、フランスにおける全体的で不可逆的な資本移動の自由化を例にとってみよう。この改革は、半世紀に及ぶ制限の終りを告げた。それは、あまりに自然なものであったので、全く何の騒ぎもなく実行され、ほとんど気づかれないうに通り過ぎた。この平静さこそが、我々の金融市場が、その近代化の過程の中で、成熟段階に達したことの証しである。」⁽⁷³⁾

以上に見たように、ベレゴヴォワは、1980年代末から、欧州の経済・通貨同盟に歩を合わせる形で、単一の金融・資本市場の成立を促すために、フランスが率先して資本の自由化を進めることを繰り返し強調した。この資本の自由化はまた、フランスにおける近代化を目指した金融改革の、さらなるステップを踏むものとして位置づけられる。では、その結果として現れる単一市場と単一通貨から成る経済・通貨同盟そのものに対して、ベレゴヴォワはどのような姿勢で臨んだのか。次にこの点を見ることにしよう。

6.3. 経済・通貨同盟への対応

ベレゴヴォワはまず、基本的に通貨同盟を受け入れる。かれは、ドロール報告の内容を引き継いだ上で、さらにそれを発展させた。このことは、1989年に次のように、4点にわたって表明される。

「1. 我々は、通貨同盟に賛同する。今日、フランスでは、欧州連邦の道に従事することに大多数が賛成している。…2. 大欧州を進めることができるのは、通貨の領域においてである。国家主権の移譲を組織するために条約が必要である。我々は12カ国に対して交渉に従事する。しかし、議決を受け入れることはない。3. 我々は、ドロール報告を精緻化し、またポジティブに培う必要がある。我々は、欧州中央銀行システムの独立を考える。我々はまた、民主的コントロールの内容を規定すると共に通貨の建設を進める。通貨の独立は、経済的独立の中に組み込まなければならない。だから、今からは、一般的な意見、欧州委員会、並びに中央銀行に対して、財務相の力を強める必要がある。4. 我々は、2つの

リスクを避ける。1つは、イギリスを排除してフランスとドイツの2国だけに我々を閉じ込めてしまうというリスク。もう1つは、欧州委員会による政策上の力の独占というリスク。これらのリスクに関して、強いフランスが必要である。』⁽⁷⁴⁾

ここで、ベレゴヴォワの欧州統合に対する基本的姿勢に関して、次の4点を確認することができる。第1に、通貨同盟と単一通貨の成立に積極的であること。第2に、大欧州の建設は、あくまでも欧州連邦の形をとるべき、と認識していること。第3に、欧州統合は、フランスとドイツだけでなく、イギリスを含めた3国の主導の下に進めるべき、と考えていること。そして第4に、欧州統合を進める上で、欧州委員会が独走しないように、フランスが強い立場でそれに歯止めをかける必要がある、と主張していること。とくに、最後の点は、結局、大欧州の建設とフランスの国民的主権との関連を問う。この点について、ベレゴヴォワは、ル・モンド紙でのインタビューで次のように答える。

「問いは単純である。大欧州を欲するのか、あるいはそれをつくらぬのか、という問いである。もしも大欧州をつくりたいのであれば、国家主権の放棄を受け入れねばならない。それは、組織の民主的コントロールの必要性の観点を失うことなしに、である。これは、将来の決定的問題となる。経済・通貨同盟は、政治同盟の道を開く必要がある。もしそうでなければ、欧州建設のテクノクラートの偏向というリスクを犯すであろう。すでに、いくつかの兆候が認められる。国民議会は、より密接に携わらなければならない。』⁽⁷⁵⁾

このように、ベレゴヴォワは、大欧州の建設のためには、伝統的に大事にしてきたフランスの国家主権でさえ失わざるを得ないことを認める。では、そのようにして出来上がった大欧州において、フランス自身は一体、いかなるポジションを占めることになるのか。この点に関して、かれは1990年に、ある雑誌のインタビューで次のように答える。

「我々は、大欧州の建設を切望する。それは、フランスの欧州でもないし、イギリスの欧州でもないし、ドイツの欧州でもない。我々は、1つの大欧州を建設する大望を抱いている。そこでは、すべての人々が自分の考えを述べ、また、いっしょに働いて利益を勝ちとることができる。我々の経済の復興とフランスの健全な状態は、共和国大統領に対し、そしてフランス政府に対し、この運動を早めるた

めのすべての権限を付与させる。』⁽⁷⁶⁾この発言を見る限り、かれは基本的に、汎欧州主義の立場にある、と言ってよい。

最終的にベレゴヴォワは、1991年の経済・通貨同盟に関する政府間会議において、本同盟をめぐる3つの重要な問題を提起する。それらは、第1に同盟の強さ、第2に同盟の民主制、そして第3に同盟の欧州性、として示される。以下で、少し長くなるが、本同盟に対するかれの総括的な考えを示しておこう。

「このプロジェクトの大きな方針は何か。私はまず、再びその目標…を述べるであろう。完全な経済・通貨同盟は、単一通貨、単一の金融政策、並びに欧州中央銀行を伴う。……我々の提起する諸対策は、この目標の成功を確認することをねらいとしている。信認を得るために、経済・通貨同盟は、強固で、民主的で、また欧州的でなければならない。

1. 経済・通貨同盟は強固になる必要がある。フランスのプロジェクトは、諸国家の経済政策の収斂を保証するための経済・財務相会議 (Ecofin) の意向に対して諸手段を明確にする。それらはとくに、過度の財政赤字の場合に、ある種の徴罰という権力を含んでいる。それと平行して、このプロジェクトは、欧州中央銀行システムに対し、価格安定の維持を第一目標に委ねる。なぜなら、インフレを制御することなしに、永続的な経済・社会の成長は存在しないからである。……欧州中央銀行は、加盟諸国により、その使命の達成に必要な資本を、かれらの経済の相対的な重みにしたがって与えられる。最終的に、1985年以来、世界的な為替相場の安定に向けて達成された進展を続けるために、この同盟は、対外的に積極的な為替政策を導く手段を持つ必要がある。

2. 経済・通貨同盟はまた、民主的になる必要がある。それは、より欧州的であると同時に、より民主的でなければならない。もしそうでなければ、我々は、公衆の意見が欧州建設の進路を変えさせるリスクを負うであろう。フランス共和国の大統領は、経済・通貨同盟における“経済政府 (gouvernement économique)”の必要性を第1に語った。：数多くの諸国が、設けられる機関の十分な民主的法制を願っていることを明らかにした。それは、我々の法社会において、欧州建設の強固さの条件でさえある。欧州委員会は、フランスのプロジェクトの中で、経済・通貨同盟の大きな方向の規定を明らかにする。その中で委員会は、よい機能を保

証する。それは、民主的志望と共同体の大望との間の自然な結びつきを示す。強められた Ecofin は、経済政府の中心となる。欧州委員会は、その推進のはっきりとした役割を演じる。……欧州政府と議会、それは、フランスが政治同盟の枠の中で作り出したいと願うものである。それらは、委員会と欧州中央銀行システムの議会上のコントロールを保証する。この組織は、同中央銀行システムの独立性をなきものとする理由にはならない。それは、その独立性を完成する。世界のいたる所で、中央銀行は金融の責任を負う。そしてそれは、他の経済政策の責任を負っているものと対話を行う。この経済と金融（通貨）との間の対応関係の必要性は、ドロール報告で強く主張されている。そこで、そのことを無視すれば失敗に終るであろう。

3. 最後に、経済・通貨同盟は欧州的になる必要がある。……フランスは、経済・通貨同盟が12カ国で成立することを願っている。一方、いかなる国も単一通貨への道を閉ざせることがあってはならない。しかしまた、いかなる国も、その前進から排除されることがあってはならない。これらの2つの必要性の間における均衡を見出すことこそが、すべからく第1段階と第2段階の問題となる。フランスのプロジェクトは、為替の条約に、直ちに参加することを提起する。このことは、我々を欧州通貨システムの中で結びつける。それは、非常に力のある収斂手段となる。……その法制上の性質と共に、変えられるのは、その経済的性質である。メカニズムから逸脱する可能性は消えるであろう。それと平行して、欧州中央銀行システムは、第2段階の初めに設けられ、国民的な金融政策の調整、並びに第3段階の手段の準備に対して中心的な役割を演じるであろう。最後に、ECU が存在する。我々は、それが強くて安定した通貨になりえることを願っている。』⁽⁷⁾

以上に見たように、経済・通貨同盟を軸とする欧州統合に関して、ベレゴヴォワは、3つの基本的視点を示した。ここではとくに、第2の視点、すなわち、経済・通貨同盟の民主化をめぐる経済ガヴァナンスの視点に注目しておきたい。フランスは、欧州建設を推進する姿勢を明らかにする一方で、各加盟国の国民的主権も堅守されるべきである点を強調してきた。この視点に立って、ベレゴヴォワは、経済・通貨同盟自体の各国による民主的統治を再度訴える。このような経済ガヴァナンスという考えは、例えば、各国の経済政策に反映される。しかし他方

で、フランスは、各国の協調に基づく経済的収斂の達成に対して賛同する。このような並行主義の立場こそが、フランスが欧州建設の中で確認すべき最重要な点に他ならない。そして、こうした基本的姿勢が、以後の欧州統合の進展に貫かれていく。しかも、留意すべきことは、このフランスの考えが、ドイツのそれと相入れないものであった、という点であろう。

6.4. マーストリヒト条約への対応

ところで、一層の欧州建設に向けて大きな一步を踏み出したのは、言うまでもなく、マーストリヒト条約の批准によってである。ベレゴヴォワは、当初から、同条約に賛同する活動を展開した。かれはまず、1992年の国民議会において、マーストリヒト条約の批准に反対する人々の考えを、大きく3つの点に整理し、各々に対して反論を加える。少し長くなるが、ベレゴヴォワの欧州統合に対する姿勢がよく表されているので、以下でかれの発言を引用しておきたい。

「第1に、かれら（反対論者）は、欧州のイデオロギーに正面から闘ってはいない。かれらは、諸国民国家の欧州という困難さの名の下に、欧州共同体を拒絶する。より積極的な人々は、欧州連邦に反対して、欧州連盟を推奨するまでに至る。これは誤った議論である。我々は、欧州連盟に向かうのではない。そうではなく、我々は、諸国家から成る欧州からより遠ざかるということである。それは、我々が諸領域において、諸能力を分かち合うということを受け入れることによる。ここでは、1国では成功しないことを12ヵ国でよく行うことができる。……第2に、欧州同盟への巧妙な反対者は、次のように述べる。単一通貨、それは、自律的な経済政策の終焉であり、またマネタリズムに従うことである。……我々の金融政策は、まず、大欧州によって制約されない。そうではなく、それは、開かれた世界経済によって制約される。単一通貨、それは全く逆に、この制約に立ち向かう手段となる。それは、通貨の安定に基づく。これは正しい。……切下げ……はつねに、通貨の不安定の犠牲となった。経済力の低下を引き起こすのは弱い通貨であり、また（貿易）赤字による不安定性である（その逆ではない）。もしも利子率が上昇するのであれば、それは、通貨の安定を原因とするものではない。そうではなく、それは、米国の（貿易）赤字で悪化した世界的貯蓄の不足を理由とする。

そこに、ドルや円と対等に扱うことが可能な欧州通貨をつくり出す補足的な動機はないのか？……私は社会主義者である。私は、インフレが容易に生じることを拒絶する。それは、貧者に対する課税であり、また富者にとっての補助金となる。……さらに、経済力は、通貨に還元されるのではない。強い通貨を盾にして、よく行えることがいろいろとある。……インフレを低下させ、我々の価格競争力を改善し、市場シェアを獲得することで、我々の近隣諸国の平均を上回る成長が得られる。経済・通貨同盟、それは、より大きな成長の期待である。J.ドロールは次のように述べた。それは、我々により多くの雇用を許容するであろう、と。かれは正しい。なぜなら、単一通貨は、欧州における旅行とビジネスを容易にするからであり、また安定した通貨はインフレを低下させると共に、購買力を増やすからである。第3の条約反対者の主たる議論。単一通貨、それは、中央銀行に対してすべての能力を放棄させる力となる。この議論は正確でない。まず、総裁は、欧州理事会により命名され、各加盟国は、その代表を行政委員会において任命する。しかし私は、貴方達に何も隠そうとは思わない。もしも私が、独立した中央銀行の提議に賛同するならば、……中央銀行が、強くて民主的な経済的権威によってバランスさせられるように私には思われるからである。……共和国大統領は、次のように語った。“フランスは、我々の祖国であり、欧州はその将来である。欧州同盟の条約を批准することで、我々は、過去に対してだけでなく、将来をも建設することになるであろう。我々の祖国愛は、他のものが求めるものよりも少なくなることはない”と。私は、このことが、より透きとおったものになる、と信じる。V.ユーゴ (Hugo) が述べたように、2つの巨大なグループ、すなわち、アメリカ合衆国と欧州合衆国の現れる日が来るであろう。】⁽⁷⁸⁾

以上に見たベレゴヴォワの、マーストリヒト条約反対論者に対する反論から、かれの欧州建設に向けての基本的姿勢をここで再確認しておこう。第1に、ベレゴヴォワは、大欧州が成立したとしても、それによって各国の国民的主権は放棄されない、と認識している点。この点は、かれが何度も強調してきたものである。欧州は、各国により分断されるよりも、諸国の力を合わせることでより発展する。かれはこう考える。第2に、かれは、欧州統合によって単一通貨が導入されたとしても、各国の金融政策の独自性は保たれる、とみなしている点。この点も繰り返

返し主張されてきた。ベレゴヴォワにとって、単一通貨の採用は、あくまでも反インフレの競争戦略を具体化する手段にすぎない。各国の金融政策は、それとは別に、各中央銀行の考えに則って遂行される。かれはこのように訴える。以上の2点は、ベレゴヴォワが、経済・通貨同盟の成立の中でつねに明らかにしてきた、欧州統合に対する姿勢を表している。

ベレゴヴォワは、以上のような基本的に視点に立ちながら、マーストリヒト条約を批准することで欧州統合を大きく前進させるのが、フランス国民にとって、かつまたフランス国家にとって、極めて有益かつ必要不可欠であることを説く。この点に関するかれの発言を以下で追ってみよう。まず、欧州統合にフランスが参加しない場合に危機的状況が発生することを、かれは次のように訴える。「条約は、フランスの欧州政策の継続性の中に組み込まれる。大欧州は、平和、世界の均衡、並びに最終的に市民全体に対するより大きな繁栄を保証する。……フランスにとって、次のチャンスはないであろう。そのことは重大であり、かつまた恐ろしい。大欧州はまた、日本の経済力、及び米国の政治経済力に直面してまとまる一つの要因である。大欧州は、均衡の要因である。大欧州は、継続的に作り出すものであり、つねに完成することができる。……もしも経済・通貨同盟が存在し、そして欧州中央銀行の内部にすべての国の代表者がいるのであれば、我々はすべての決定に連結するであろう。……現実の危機は、より欧州的でないということよりも、より欧州的になることを要求する」⁽⁷⁹⁾

さらに、欧州統合に付随する様々な諸問題、具体的には、国民的主権や単一通貨などに関する諸問題に対し、ベレゴヴォワは、『ユーロップ (Europe)』誌によるインタビューで次のように答える。まず、国民投票の結果は、通貨に対していかなる変化をもたらすか、という問いに対し、かれは以下のような考えを示す。「もしもフランス人が、経済・通貨同盟に反対を表せば、当同盟を再組織することができないことは明らかである。私は貴方達に、我々が今日、経済・通貨同盟の第一段階にいることを思い起こさせる。そのことは、すべての政府により受け入れられている。1994年1月1日より、我々は第2段階に入る。それは、遅くとも1999年1月1日に、より早ければ1997年1月1日に、単一通貨の機構に向けて道を開く必要がある。そのために、経済政策を収斂しなければならない。そして、

固定相場を持つ必要がある。もしもフランスが反対を表明すれば、政治的協力や経済・通貨の協力が、よりうまくいかなくなることは明らかである。……我々が今日通り抜けている危機は、より一層の通貨協力を求めている。それは、我々が単一通貨に向かうことを求めている。もしもフランスが反対を表明すれば、混乱が生じるであろう。そして私は、フランス人がそのことを理解する必要がある、と信じる」⁽⁸⁰⁾

かれはまた、単一通貨に関する問いにも次のように答える。「もしもフランスが、現実に、この通貨の嵐から良い条件の下で脱け出すのであれば、……それは、我々の経済が健全な状態にあることによる。しかし、経済・通貨同盟の条約に反対することは、当然に、ドイツがフランスの鼻柱を折った、と宣言することになる。そのことは、フランスが、マルクの管理責任を分担しないことを示す。……それは、孤立を示すことになるであろう。……単一通貨の件に関して、私は一つの説明を行いたい。私は、これに関する議論は誤っていると信じる。我々は単一市場を持っている。それは行使され議決されている。……単一市場は、内部における競争、並びに資本・労働者・企業の移動、を物語るということを誰が非難するのか。しかし、組織されない市場は、競争が野蛮になる市場である。だから、単一通貨は、単一市場の条約における根源的存在となる。』⁽⁸¹⁾

一方、金融政策を遂行する上で、欧州中央銀行と各国の中央銀行との関係がいかにあるべきか、という問いについて、ベレゴヴォワは以下のような考えを明らかにする。「欧州中央銀行は、通貨を発行する責任を負うであろう。それは、今日のフランス銀行がそうであるように。また、利子率を固定するであろう。それは、今日のフランス銀行と財務相がそうするように。変化はあるであろう。共同体内の利子率は、発行機関により固定されるであろう。しかし、以下のことは重要である。……それは、この欧州通貨と円、並びにドルとの間の為替相場は、欧州委員会の指令に対して影響力のある財務省によって固定される、ということを示している。独立した金融当局（それはドイツが握っているもの）に対し、経済当局が存在するであろう。私はそれを、フランスのためにかなり手中に収める。それは、共和国の大統領、首相、そして我々がそのことを獲得してきたように。』⁽⁸²⁾

以上の答弁からわかるように、ベレゴヴォワはこの段階で、欧州統合の完成に

向けて進むという姿勢を明白に表す。このことはまた、ミッテラン大統領の立場を完全にサポートするものであった。同時にベレゴヴォワは、フランスがこれまで培ってきた対外的なスタンスも堅守する。それは、金融政策の面における単一通貨と欧州全体の中央銀行を認める一方で、経済政策の面では、各国の独自性が保たれるようなガヴァナンスを行う必要のあることを主張する点にはっきりと表されている。このような考えが、フランスの伝統的なディリジズムに支えられていることは言うまでもない。そして大事なことは、ベレゴヴォワが、そうしたフランス独特の政治経済的なあり方が守られることを示すことによって、国民の欧州統合に対して抱く不安を取り除こうとした点であろう。逆に言えば、もしもその点が守られなければ、フランス国民は、欧州建設に対していつでも反逆しかねない。そのことが、この段階でもはっきりと伺えるのである。

こうした状況の下で、ベレゴヴォワは、フランス国民の欧州統合への賛同を促すために、もう一つの重要な視点をここで新ためて打ち出す。それは、欧州統合が、経済と金融の面だけに効力を発揮するのではなく、一つの大きな社会的ヨーロッパをもつくり上げる、という視点を示す。この点は、マーストリヒト条約の成立過程において次のように表明される。「私は……大欧州における社会進歩を期待したい。そこで再び、マーストリヒトは新しい段階をつくる。フランスは、社会的ヨーロッパという空間の設立のために行動する。それは、たんに不実な競争を避けるためだけでなく、また、この共同体に対する真の人間的な緊密な結びつきを与えるために、である。……1世紀の間、欧州はとくに、自由放任の傾向に抗して進めた社会モデルを生み出してきた。それは、集団的交渉の重要性や保護の高い水準を示している。このモデルは、保証されねばならない。それはまた、完全雇用の時期に生まれ、かつ豊かになる必要がある。賃金労働者の保護と排除された人々の社会への編入（insertion）。それらは、欧州の組織の社会的団結の言葉である。……欧州、それは、我々が世界における我々の将来を統御するために我々に与える手段となる。…統御するのであって拒絶するのではない…。統御するのであって従うのではない。』⁽⁸³⁾

ベレゴヴォワはさらに、欧州統合によって成立する共同体が、一つの社会モデルをも提供することを、ル・モンド紙上で次のように述べる。

「共同体、それはまた社会モデルである。西欧諸国は事実、米国や日本とは異なるプロフィールを表している。かれらは、我が国では混合経済、ライン川の向うでは社会的市場経済と呼んでいるものの支配の下で活動している。……このモデルは、各々の2つの顕著な特色が結びつくことによって性格づけられる。それらは、経済的競争力の高い水準と社会的保護の高い水準、を指す。それは、3つの主たるアクターの対話に基づく。そのアクターは、企業、国家、並びに社会的パートナー、を表す。それは、2つの分かち合う価値、すなわち、自由と団結に基づく。……欧州の政治的機構、経済的建設、並びに社会モデルは、最近の経済的ないしは政治的な状況の厳しさに対して、めざましいほどによく抵抗してきた。……欧州諸国は、巧みに窮地を脱している。……確かに、このことは時間を要するであろう。しかも遅れをとっては絶対にならない。……なぜなら、それは、我々の将来であり、かつまた進歩する力が大欧州をめぐってまとめられねばならないからである。」⁽⁸⁴⁾

以上の発言からわかるように、ベレゴヴォワは、フランスの政治家、並びに国民に対し、統合に基づく大欧州の建設が、たんに経済的ヨーロッパのみならず、社会的ヨーロッパをも目指すべきものであることを強く訴えた。さらに言えば、この後者の確立こそが、まさに当時のフランス政権を担う社会党が主張する真骨頂であった。かれはその実現のために、欧州規模での社会的団結を呼びかける。では、そのための具体的な社会政策が、財政政策の基本的方針の下に打ち出されたのか、と言え、決してそうではなかった。この段階では、残念ながら、社会的ヨーロッパの建設は掛け声のみに止まっていた。否、それどころか、経済・通貨同盟の設立に伴う各国の財政的制約と社会的ヨーロッパとをどのように関連づけて考えたらよいか、という問題、あるいはまた、各国の独自の社会政策と欧州全体のそれとの調整、という問題、などのいくつかの難問は、依然として議論の対象になるまでも至っていない。ここでフランスの欧州統合に関連する政策上の主張に基づいて考えてみれば、かれらが、経済ガバナンスの必要性を訴えたのと同じように、社会的ヨーロッパの実現には、社会ガバナンスの視点が重要になる、と言ってよいであろう。

7. おわりに

以上を振り返ればわかるように、ベレゴヴォワは、経済・財務相と首相を歴任する中で、経済・通貨同盟の確立に向けた、フランスの政策面での対応に尽力した。ドロールとベレゴヴォワは、その限りで、まさに二人三脚の形で欧州建設を推進することに努めたのである。それによって、確かにフランスは、欧州統合の1つの主導国としての役割を内外に訴えることができた。このようなベレゴヴォワの姿勢は、かれの汎欧州主義に根づくものであった。しかもそこでは、欧州建設の到達点として、政治同盟をも組み込んだ欧州連邦制が描かれていた。我々はここで、この点を再度銘記する必要がある。さらに、そうした連邦制は、あくまでも国民により支持された民主的なものでなければならない。かれはこのように主張した。こうしたベレゴヴォワの考えは、その後のフランス、ひいては欧州の歩むべき道を示唆するものとして高く評価されて然るべきである。この点はどれほど強調してもし過ぎることはない。

では、ベレゴヴォワの提示した一連の諸政策に何の問題もなかったか、と言えば決してそうではなかった。それらは、実に多くの矛盾を抱えていたことも明らかであった。そうした矛盾は、端的に言って、経済的ヨーロッパと社会的ヨーロッパの両者をいかにバランスさせながら欧州建設を進めるか、という点にはっきりと現れた。この点はまた、冒頭で述べたように、欧州統合のプロセスに見られた、競争性と平等性の相反する関係を意味した。ベレゴヴォワは、かれの発言が明らかにしているように、競争力の増大を図る政策を最優先し、経済成長を促進することを示した。かれの念頭にあったことはつねに、対外的に力を発揮できる競争社会の実現であった。そこでは、繰り返して指摘することになるが、競争力の向上を起点とする成長が、社会的不平等の解消をもたらす、という図式が描かれたのである。このことは同時に、迫りくるアングロ・サクソンの自由主義と強い西ドイツ・マルクへの対抗、という意識の中で生まれた。ベレゴヴォワはその点で、社会主義者であると共に、伝統的なフランスのナショナリストの側面を捨て去ることがなかった。

果して、そのような経済成長主義の下で、フランスの失業問題を核とする社会

問題は解決されたであろうか。1960年代から始まる慢性的かつ構造的な失業は、全く減少することなく続いたのである。このことはまた、グローバルな規模でもあてはまる。先に示した図式は、言ってみれば、新自由主義を支えた新古典派モデルに基づくトリッパル・ダウン効果を表している。そうした効果は、全世界的に現れることはなかった。結局のところ、競争政策の遂行によって社会問題が解決される見通しは、ほど遠いものであった。社会問題は、あくまでも分配の側面から取り組むべき問題であって、それは、決して生産の側面からのみで解くことはできない。

ベレゴヴォワの示した図式に沿って考えて見ると、成長が達成されなければ社会的不平等は解消されない、という論理が導かれる。そこでは、成長が十分条件になる、とみなされる。しかし、ここでぜひとも銘記すべき点は、仮に成長がなくても社会問題を解決する手段を見出さねばならない、という点である。ここに、分配の視点の重要性が現れる。そして、この分配の問題提起こそが、フランス社会党政権の本来の役割であったはずではないか。フランスは、EU 諸国の中で、他に先がけてそのことを例証できる機会を得たのである。それこそ、かれらが社会主義的な政策を前面に出すのであれば、この分配に重点を置く政策を断行すべきであった。なぜそれができなかったのか。この問いかけは、社会党内の左派勢力からだけでなく、一般市民からも当然に発せられて然るべきであろう。

そもそも、ベレゴヴォワは、1982年に社会問題の担当大臣に任命され、その政治的キャリアのスタートを切った⁽⁸⁵⁾。そこでかれは、失業問題を中心とした社会問題の解決のために、市民の団結を訴えた。そのために、社会的支出の拡大が図られるべきことが強く謳われた。ところが、そうした姿勢は脆くも崩れていく。1984年に、L.ファビウス (Fabius) 政府の下で、経済・財務相に就任すると、ベレゴヴォワは一転して自由化政策を進める。かれはそこで、財政引締めと自由主義への転向を目指したのである⁽⁸⁶⁾。その後も、この姿勢が変わることはなかった。それは、民主主義が生産性を刺激するという考えから、生産性の増大が民主主義を促すという発想への転換を意味した。

フランス社会党はこうして、ベレゴヴォワの政策を通して表されたように、迫りくるグローバリズムと新自由主義に迎合する意向を前面に打ち出す。これに

よって、フランスの本来有する独自性、すなわち、社会的公正に基づく社会保障の充実、という特徴は次第に薄れていく。そして実は、この傾向は、欧州全体のそれをも反映するものであった。果して、そうした政策によって、フランス市民、ひいては欧州市民は、満足感を得たであろうか。この点こそが問われねばならない。

このようにして見ると、ミッテラン政権は明らかに、フランスの経済・社会システムを方向づける舵を、新自由主義に基づくグローバリズムに向けて切った、とみなすことができる。こうした舵取りは同時に、欧州建設の行先と合致した。その結果はどうであったか。そのような方向づけでもって、経済的ヨーロッパと社会的ヨーロッパの両者を融合することができたのか。この点が後の検討課題となったことは言うまでもない。

(注)

- (1) Dévoluy, M., “Aux sources de la polysémie du modèle européen”, in Dévoluy, M. & Koenig, G., dir., *L'Europe économique et sociale*, Press universitaires de Strasbourg, 2011, pp.22-23.
- (2) Recueils de documents, *Pierre Bérégovoy — une volonté de réforme au service de l'économie*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1998.
- (3) Congrès de l'Association internationale des économistes de langue française, 5. juin, 1990.
- (4) Ménard, B., “La modernisation financière”, Textes choisis, présentés et annotés, in Recueils de documents, *op.cit.*, pp.113-114.
- (5) *ibid.*, p.77.
- (6) Colloque organisé par le CEPME sur les décennies des PME, 18, juin, 1991.
- (7) Introduction au *Livre blanc sur la réforme du financement de l'économie*, février, 1986.
- (8) Recueils de documents, *op.cit.*, p.77.
- (9) *ibid.*, p.126.
- (10) Introduction au *Livre blanc sur la réforme du financement de l'économie*, février, 1986.
- (11) Entretien avec J-M Jeanney, 7, mars, 1995.
- (12) *Livre blanc sur la réforme du financement de l'économie*, mars, 1986.
- (13) Recueils de documents, *op.cit.*, p.63.
- (14) Entretien devant les presidents des banques et companies financière nationales, 4, septembre, 1984.
- (15) Discours prononcé à l'occasion de l'installation du CNC, 9, novembre, 1984.
- (16) Recueils de documents, *op.cit.*, p.90.
- (17) Discours prononcé à l'occasion du débat sur les nationalisations, 19, novembre, 1985.
- (18) Discours prononcé à la fondation, HEC, 5, décembre, 1984.
- (19) Intervention de Pierre Bérégovoy au colloque SOFARIS sur les fonds propres des PME, 6, février, 1990.
- (20) Discours prononcé à Clermont-Ferrand devant l'assemblée générale de la Fédération du Crédit

- Agricole, 17, octobre, 1985.
- (21) Recueils de documents, *op.cit.*, p.115.
- (22) Intervention de Pierre Bérégovoy sur la lutte contre le blanchiment des capitaux prononcée au tribunal de commerce de Paris à l'invitation de l'association (Profit et commerce), 12, novembre, 1990.
- (23) Recueils de documents, *op.cit.*, p.116.
- (24) Masset-Denèvre, E., "Le Franc Fort: instrument ou enjeu de la déinflation compétitive" in Recueils de documents, *op.cit.*, pp.130-131.
- (25) Conseil économique et sociale, 11, décembre, 1984.
- (26) De Boissieu, C., "Les enjeux économiques sociaux et financiers de la période 1984-1993", in Recueils de documents, *op.cit.*, p.41.
- (27) *Les Echos*, 16, mars, 1993.
- (28) *Le Figaro*, 8, janvier, 1992.
- (29) Inauguration de la foire aux vins de Mâcon, 12, mai, 1985.
- (30) Conseil économique et sociale, 11, décembre, 1984.
- (31) Congrès de l'entreprise, 22, octobre, 1991.
- (32) Conseil économique et sociale, 11, décembre, 1984.
- (33) *ibid.*
- (34) Inauguration de la foire aux vins de Mâcon, *op.cit.*
- (35) Masset-Denèvre, E., *op.cit.*, p.136.
- (36) *Le Cresusot*, 25, février, 1992.
- (37) Masset-Denèvre, *op.cit.*, p.137.
- (38) Ouverture du débat budgétaire à l'Assemblée nationale, 16, octobre, 1985.
- (39) Colloque sur les valeurs du Trésor, 9, novembre, 1989.
- (40) Assemblée nationale, 18, octobre, 1988.
- (41) Assemblée nationale, 17, octobre, 1989.
- (42) Sénat, 21, décembre, 1989.
- (43) Sénat, 14, juin, 1990.
- (44) Assemblée nationale, 18, octobre, 1988.
- (45) Assemblée nationale, 17, octobre, 1989.
- (46) Rencontre avec des responsables économiques et financières à New York, 21, septembre, 1990.
- (47) Assemblée nationale, 15, octobre, 1991.
- (48) Assemblée nationale, 8, avril, 1992.
- (49) Rencontres de l'Industrie, Cité des sciences et de l'Industrie, 22, octobre, 1992.
- (50) Introduction au *Livre blanc sur la réforme du financement de l'économie*, février, 1986.
- (51) Discours d'ouverture du débat budgétaire à l'Assemblée nationale, 16, octobre, 1985.
- (52) *Le Monde*, 6, janvier, 1993.
- (53) Discours prononcé devant l'institut de développement de l'économie sociale (IDES), janvier, 1986.
- (54) Recueils de documents, *op.cit.*, p.99.
- (55) De Boissieu, C., *op.cit.*, p.47.
- (56) *Les Échos*, 16, mars, 1993.
- (57) Intervention de Pierre Bérégovoy au colloque organisé par le CEPME sur les décennies des PME, 18, juin, 1991.
- (58) Discours d'ouverture du débat budgétaire à l'Assemblée nationale, 19, octobre, 1988.
- (59) Assises de l'Emploi, UNESCO, 27, octobre, 1992.

- (60) Discours prononcé devant l'Institut de développement de l'économie sociale (IDES), janvier, 1986.
- (61) Recueils de document, *op.cit.*, p.99.
- (62) Assemblée nationale, 17, octobre, 1989.
- (63) Conseil économique et sociale, 14, novembre, 1989.
- (64) Beauvois, Y., "La prise de conscience de l'idée européenne", in Recueils de document, *op.cit.*, pp.231-232.
- (65) *Europe-Soir*, 12, février, 1985.
- (66) *France-Inter*, 27, février, 1985.
- (67) *France-Inter*, 4, décembre, 1985.
- (68) *ibid.*
- (69) *ibid.*
- (70) *RTL*, 18, janvier, 1987.
- (71) *Club de la Presse*, 15, février, 1988.
- (72) *Matin*, 22, août, 1987.
- (73) *Eurépargne*, octobre, 1988.
- (74) Intervention de Pierre Bérégofoy en réunion du Conseil national du crédit, 19, décembre, 1989.
- (75) Intervention de Pierre Bérégofoy au congrès de l'Association internationale des économistes de langue française, 5, juin, 1990.
- (76) Beauvois, Y., *op.cit.*, pp.243-244.
- (77) *Le Monde*, 8/9, décembre, 1989.
- (78) *La Tribune de l'Expansion*, 8, octobre, 1990.
- (79) la Conférence intergouvernementale, 28, janvier, 1991.
- (80) Assemblée nationale, 5, mars, 1992.
- (81) Controverse, *RTL*, 22, juillet, 1992.
- (82) *Europe*, no 1, 17, septembre, 1992.
- (83) Assemblée nationale, 5, mai, 1992.
- (84) *Le Monde*, 5, janvier, 1993.
- (85) Gauron, A., "L'œuvre réformatrice de Pierre Bérégofoy à travers ses discours", in Recueils de documents, *op.cit.*, pp.3-4.
- (86) *ibid.*, pp.8-9.